

衆議院 総務委員会 議 録 第二十号

平成十三年六月十二日(火曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 御法川英文君

理事 荒井 広幸君 理事 川崎 二郎君

理事 渡海紀三朗君 理事 平林 鴻三君

理事 荒井 聰君 理事 田並 胤明君

理事 若松 謙維君 理事 黄川田 徹君

理事 赤城 徳彦君 理事 浅野 勝人君

理事 河野 太郎君 理事 左藤 幸君

理事 佐田玄一郎君 理事 坂井 隆憲君

理事 新藤 義孝君 理事 滝 実君

理事 谷 洋一君 理事 野中 広務君

理事 平井 卓也君 理事 宮路 和明君

理事 山本 公一君 理事 吉田六左門君

理事 伊藤 忠治君 理事 大出 彰君

理事 玄葉光一郎君 理事 武正 公一君

理事 中村 哲治君 理事 松崎 公昭君

理事 松原 仁君 理事 山井 和則君

理事 山村 健君 理事 高木 陽介君

理事 山名 靖英君 理事 佐藤 公治君

理事 春名 眞章君 理事 矢島 恒夫君

理事 重野 安正君 理事 横光 克彦君

総務大臣 片山虎之助君

総務副大臣 遠藤 和良君

総務副大臣 小坂 憲次君

総務大臣政務官 新藤 義孝君

総務大臣政務官 山名 靖英君

総務大臣政務官 景山俊太郎君

政府参考人 (総務省大臣官房総括審議 林 省吾君)

政府参考人 (総務省大臣官房総括審議 林 省吾君)

政府参考人 (総務省自治行政局長 芳山 達郎君)

政府参考人 (総務省郵政企画管理局長) 松井 浩君
政府参考人 (郵政事業庁長官) 足立盛二郎君
総務委員会専門員 大久保 暁君

六月十二日

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(参議院送付)

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

電気通信役務利用放送法案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出第七四号)

同月八日 法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(三村中吾君紹介)(第一五二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(内閣提出第六五号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官林省吾君、総務省自治行政局長芳山達郎君、総務省郵政企画管理局長松井浩君及び郵政事業庁長官足立盛二郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村哲治君。

○中村(哲)委員 こんにちは。民主党・無所属クラブの中村哲治です。

大臣、本会議での答弁、お疲れさまでした。一言申させていただきますが、我が党の武正議員の発言にはきちんと答えていらっしゃらなかったと思います。法令改正についての答弁がなかったように思いますので、その点につきましては、後日、一般質疑でさらに明らかにさせていただきますように思っております。

さて、質問に入らせていただきます。

大臣、変革の時代です。だからこそ、私は、時代が変わっても変えてはいけない普遍的な部分と、時代が変わるにつれて変えていかななくてはならない改革すべき部分と、両者を判別するためにきちんと議論して明らかにする必要があると思っております。

今同、郵政官署法案が提出されているのも、変革の時代だからこそ、市町村合併をにらんでワンストップ行政サービスを導入する仕組みをつくるということだと私は理解しております。私は、それならば、今、二〇〇三年の公社化をにらんで、また、小泉政権ができて郵政三事業が議論のテーブルにのっている今だからこそ、郵便制度の本質、すなわち信書の問題について、法案審議の前提として議論させていただこうと思っております。

郵便制度の趣旨にさかのぼっての議論というのは、私が調べた限り、国会ではまだなされておられません。当然、近代国家なら必要な制度だということ、明治時代にイギリスからそのまま制度が輸入されたのではないかとことなのだと思います。

当時からすれば、郵便法第一条で定める郵便事業の目的である、あまねく、公平に郵便の役務を提供することによって公共の福祉を増進すること、すなわち、ユニバーサルサービスを提供するために、信書の独占は当たり前でした。

そこで、私が思うには、郵便法第一条で定めたユニバーサルサービス、郵便の役務はなぜ必要なのか。ユニバーサルサービスがなぜ必要になったのかということ、議論を通じて明らかにしなくてはいいかと思っております。

まず、私の思う結論から申させていただきます。私は、信書の送達という郵便の役務の提供は、近代国家、立憲民主主義を支えるのに必要不可欠な制度として、国が制度として保障すべきものとしたのではないかと考えております。

すなわち、日本国憲法上、我が国が立憲主義をとる限りにおいては、郵便のユニバーサルサービスは国民に保障していかなくてはならないナショナルミニマムであると考えております。

以下、その理由を簡単に述べさせていただきます。

思うに、封建国家が近代国家に移るとき、こういうことを考えないといけないと思います。封建国家というのは、まず国家があって、その国家に合わせた国民がいる、そういうものだったと思います。しかし、市民革命、近代化によって、まず国民がいる、さまざまな境遇にいる国民がいる、その中で国民同士が議論をし、また自分たちを治めるための権力を少しずつ出し合って、社会契約によって国家をつくっていった。これが封建国家

と近代国家の大きな違いだと思っています。

その前提となるものは何か。人の意思がきちんと他人に伝えられるということだと思っています。意思がきちんと相手に伝えられて初めて、近代国家というのは国家のシステムとして機能するのではないかと、私はそのように考えております。

だからこそ近代国家というのは、ほとんどの国、ほとんどすべて、すべてと言っていいでしょうね、すべての国に郵便制度があり、そしてUPJの条約によって、ここに出された手紙というのは世界各國にきちんと届くようになっていて、そういうことになっているんだと思います。だから、人が紙に文字を書き、そしてそれをポストに入れるだけできちんと時を超えて相手に届く、これが、意思を伝えるという意味で民主主義国家に不可欠な制度だと思っています。

時代が変わっても普遍的なものとして、郵便のユニバーサルサービスは民主主義国家にとって必要なものではないでしょうか。だからこそ、郵便法一条は、あまねく、公平に郵便の役務を提供することによって、公共の福祉に資するというふうな、公共の福祉を増進することを目的としているのではないのでしょうか。その点について大臣の御見解をお聞かせください。

○片山国務大臣 今、中村委員からいろいろお話がありました。私もくしくも思い出したんですが、不易と流行ということがあるんですね、不易流行。変わらないものが不易で、時代に應じて変わっていくものが流行という言葉がございますけれども、いろいろなもので、特に行政でも、やはり不易の部分と流行の部分はあつた、こう思っております。そういう意味で、ユニバーサルサービスというのは不易の部分ですね、変えられないもの。

それで、これは今お話しのように、郵便法的一条にも、先ほど御紹介がありました、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すると。万国郵便条約第一条も、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、すべての地

点において、恒久的に、かつ、合理的な価格のもので云々と書いておられて、まさにこういうことがユニバーサルサービスだ、こういうふうに私も思うわけでありまして。

それでは、なぜ郵便がユニバーサルサービス、不易なのか、普遍なのかといえますと、これは国民の基礎的な意思伝達手段、通信手段でございまして、したがって、これはしっかりと国民に提供をしていく、こういうことが国としても大きな責務ではなからうかという感じは私も持っております。

○中村(哲)委員 国民の基礎的な意思伝達手段という言葉を答弁としておっしゃいましたけれども、基礎的な伝達手段というのはやはり民主主義国家にとって必要不可欠だからということではないでしょうか。

○片山国務大臣 民主主義にもいろいろな定義がございますけれども、やはり民主主義の中でコミュニケーションという、お互いの意思を伝え合つて多数の意思を形成していく、これは民主主義にとって不可欠ですよ。そういう意味では、今のユニバーサルサービスということにもつながつていくのではないかと思います。

○中村(哲)委員 郵便制度の目的はユニバーサルサービスの提供なんだ、そこは確認でき、意見の一致を見たと思います。

私は、次に議論させていただきたいのは、信書の民間開放の問題でございます。

中央省庁等改革基本法の三十三条三項にはこう定めております。「政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする」。そのように書かれております。新聞の記事も、昨年の十二月ごろからいろいろ出ております。郵政省の方針としたり、一定の重さを基準として、ユニバーサルサービスを課さない形で民間に参入させるといふような方針の報道がなされておりました。

私は、これは誤っていると思います。郵便の目的というのは、あまねく、公平に国民にユニバー

サルサービスを提供することです。それであるならば、参入してくる民間業者にはユニバーサルサービスを課しないと、郵便法の目的上、郵便の目的上、目的が達成できないと思います。

参入条件が厳し過ぎるという声があるかもしれませんが、しかし、本当にそうでしょうか。ほかのものと違って、運送というのは、運送業者同士のネットワークをつくることによってユニバーサルサービスは達成することが出来ます。非常に広く提携をしていく、そして、通信の秘密に關しては別途法律できちんと制約していくことによって、きちんとユニバーサルサービスの提供は可能だと思います。そして、具体的な名前を申した方がいいのかはわかりませんが、一社においても、我が社だけで信書のユニバーサルサービスの提供はできると断言している民間企業もあります。

だから、私は、むしろユニバーサルサービスは課す、そのかわりに、余りに厳しい条件ですから、郵便については全面開放する、そして市場の競争に任せていく、それがあつたべき方法だ、あるべき道筋だと考えております。

なぜそのように思うのか。重量で分けると、やはりいいところ取りが起きると思うんです。重量で分けて、かつユニバーサルサービスを課さないということになると、もうかるところだけやるといふことになりかねません。そして、結局、ユニバーサルサービスの提供の義務を課せられるのが特定の団体になつてしまふ。今であれば、恐らく郵政公社になつていくんでしょう。

そうしたときにまたファンドでやつていくのか、そういう議論もあるかもしれませんが、今、ユニバーサルサービスを課してもそれにたえられ業者がいるにもかかわらず、あえてファンドの方式にして、クリームスキミング、いわゆるいいところ取りを許すような制度をつくるべきではないと私は考えます。

その点について、大臣のお考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 御承知のように、基本法の中に

は、郵便事業への民間参入、条件を検討するものとする、こういうことが書かれておりますので、我々は公社化以降の段階で民間参入を認めたい、こういうふうに思っております。

どういった民間参入を認めるかはこれからの議論でございまして、私は、参議院選挙後ぐらいに研究会でもつくつて、そこで御検討いただくのかな、それはもちろん、民間の事業者の方を含めて広く国民の皆さんの御意見を伺うというふうにしてやるわけでありまして、そういう御意見を承りながら案を固めていくのかな、こう思っておりますが、総理の方針であります、民間でできることは民間にやらせよう、こういうことと、今、委員が強調されましたユニバーサルサービスを確保する、この二つの要請を満たすようなことを考えたい。

そのためには予断を許さずに検討していきたい、こう思っております。委員が指摘された重量云々は、郵政省のところでござつた研究會の中の答申か意見の中にそういうことがあつたような気がいたしておりますけれども、それも一つの参考にしなければなりませんけれども、それにとらわれることなく幅広く検討したい、こう思っております。

○中村(哲)委員 研究会で方針を決めるんだつたら、政治家は要らないと思います。私は大臣の考えをお聞かせしております。

ここに、郵便法令研究会が出ております「郵便法概説」という書物のコピーがあります。そこに、明治時代、郵便制度ができたときのこと書かれております。当時の飛脚の制度、それを廃して郵便事業が国家独占になつていった、その過程も書かれております。そのところの一文を読ませていただきます。

三〇〇年来、通信を世襲不動の営業としてきた飛脚業者にとつては、一番利益のある書状の送達部分を政府がとり上げてしまふというのであるから、彼等がこれに反対し、激しく競争したのは、まさに当然であつた。しかしながら、

郵便はこれを全国各地へ漏れなく送達することができるようになければならず、更には中国、欧米諸国までも広く通信を行うことが必要となってきたので、飛脚業者らの力をもってしては、このような要請にこたえ得る膨大な施設を到底整備することはできないであろうという、通信本来の目的からの説得が、飛脚業者を納得せしめるに至ったのである。

このような時代背景のもとに、国家独占というのが制度化されたわけですね。

だからこそ、今、民間業者ができるようになってきた。戦後の高度成長に伴って、トラックの運送も飛躍的に伸びた。そのような背景の中では、運送業者をネットワーク化することによって、ユニバーサルサービスというのが可能なんです。さらに、今IT革命が進んでおりますから、ネットワーク化することによって、ユニバーサルサービスは可能なんです。ユニバーサルサービスを課して、民間に全面開放する、その方針が私は必要だと思っております。その点についての大臣のお考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 先ほども言いましたが、来年の通常国会に法案を出すことを考えておりますから、できるだけ民間参入についても、公社化の法案として一体に物考えた方がいいのではないかと、こう思っております。そのためには、いろいろな今までの、先ほど委員から御指摘もありました研究会の報告等を含めて、あらゆる角度から検討して、関係の事業者や学識経験者やいろいろな方の意見を聞いて案をまとめた。今、私の個人の意見を云々するような段階じゃなくて、総務大臣として、責任者として案をまとめていきたい、こう思っておりますので、なお、検討の時間をぜひおきたい、こういふふうに思います。

例えば、平成十年三月十一日に、我が党の小沢鋭仁委員に対する政府答弁があります。これを読ませていただきます。

純粋な民間企業がこれから国の郵便事業の一部に参入するというのを考えました場合に、この純粋な民間企業に国と同じような全国均一料金による全国提供義務を課するということにつきましては、制度的に無理があるというふうに考えております。

現在こういった全国提供の義務を課されておりますものは国内を調べてみてもございませぬし、努力義務はございますが、そういった企業は、かつて独占の権限を与えられておったというような経緯がございます。

なお、諸外国の状況をまだつづきには調べておりませんが、私も今知る限りでは、諸外国でも、参入した民間企業にユニバーサルサービスの義務を課しているという例は見当たらないというふうに承知をしているところでございまして、これからこの辺も含めまして研究を進めてまいりたいと考えております。

どう研究したんでしょうか。平成十年三月十一日の通信委員会での会議録でございます。三年たっております。何も政府は研究してなかったんでしょうか。

○片山国務大臣 委員の質問の趣旨を定かに私受け取れなかったんですが、いずれ責任を持って決めるのは我々なんです。研究会の意見は参考にするんです。研究会が決めるんじゃないやしません。研究会の意見を参考に、我々が決めて、法案にまとめるんです。しかし、それは、我々だけでは、我々の能力やいろいろなことに限度があります。それから、関係の事業者の方や学識経験者の方や、いろいろな人に、国民の皆さんの意見を聞いてまとめるんです。責任を持ってまとめるのは我々なんです。研究会じゃありません。研究会の意見は参考にします。

○中村(哲)委員 それでは、大臣、聞かせていただきますが、この三年間、関係業者へのヒアリング、そして学識経験者への意見聴取、そういうものをやってこなかったということですか。

○片山国務大臣 それは恐らくやってきたと思いますよ。しかし、平成十五年中に法律できちっと公社に移行する、その際、民間参入の条件を検討しろ、こういうことが国会の意思として、国民の意思として、我々に課せられたわけですから、それに従って、我々はやっていくことでございます。

それから、私が大臣にしていたのは去年の十二月五日からでございますから、引き継ぎは受けておりますけれども、それでは前にそのためにやったかどうかということについては、私も十分に承知していない、こういうわけでありまして。

○中村(哲)委員 中央省庁等改革基本法は平成十年の法律です。郵政公社というのは二〇〇三年から始まるということはわかっていたわけですよ。そして、郵政公社の仕組みづくりというのは、来年一月からの通常国会で議論される。それまでに法案ができるわけですよ。そこまでに、この方針ができてから、またこの答弁が出た平成十年の三月十一日からずっと議論して、蓄積していく責任が政府にあったわけでしょう。

それを、小泉政権ができたから、郵政三事業のことは考えていかなければいけないということで、泥縄式に研究会をつくって研究してこうというものは、余りにも無責任だ。十二月五日に引き継ぎをするまでのことはよくわからないというの、大臣、これは無責任ですよ。だからこそ、大臣のお考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 泥縄式じゃありませんよ。平成十五年に国営公社に移行するまでに結論を出すということなんです。十五年といったら二年先です。だから、年内に我々の考え方をきちっとまとめて、来年冒頭の通常国会で、国会の御審議を願おうと。何が泥縄ですか。私は責任を持ってやると言っているんです。

○小坂副大臣 委員の今の御質問に、事実関係だけ申し上げておきますと、郵便のユニバーサルサービスの在り方に関する調査研究会という、旧郵政省時代からあります郵政研究所が主管をいたしました調査研究がございまして、これが平成十年の二月にスタートをいたしまして、平成十一年の七月に中間報告を出してございまして、最終報告を昨年十二月四日に報告書を公表しているところでございます。そのような形で、委員の御指摘の部分の研究もあわせて行われておりますし、また、その中央省庁の改革基本法の成立までの経緯におきましても、郵政省内ではいろいろな検討が行われております。

そういう意味で、諸外国の事例を全く調べていないわけでもございませんし、国内のあり方について議論をしないわけでもございません。それなりの議論を進める中で、ただ何もしないで、そして政治家も役所も何もしていないような御指摘でございますが、そのような事実ではないということだけ、まず御認識をいただきたいと思っております。

○中村(哲)委員 答弁をお聞きいたしました。努力はしてきている、しかし、方向性も私たちは示すことができない、そのように受けとめられる発言だと思えます。

その点について、だから、どういう方向に持っていきたいのかということを経済家の判断として今お考えになっているのかということをお聞かせたいんです。

○片山国務大臣 十五年から始めるんですから、それまでにしっかりした案を決めて、国会の御承認を得なきゃいかぬのです。国会の審議に出すために、今、どういう案がいいのか、いろいろな案をどうやって集約していくか考えているわけでありまして、今言えませんが、これから案をきくとまとめるんです。それから、必らず国会に出して、皆さんの御審議を仰ぎます。十五年中ですから、締め切りの期限は、それをぜひお考え賜りたい。

○中村(哲)委員 今申せませんとおっしゃいましたが、平成十年の三月十一日の答弁の方向を維持

するのであれば、ユニバーサルサービスは課金というふうな方向になるけれども、この方向でいくと考えられるのか、いや違うんじゃないかと考えられるのか、そこをお聞きしたいわけですよ。そうでなかったら、最初に、ユニバーサルサービスが郵便法の目的だということ長い時間とって聞いたりしませんよ。

○片山国務大臣 それは何度も申し上げていますように、総理も予算委員会でも答弁しているでしょう、予断を持たずに検討して結論を出す、予断を持たずに。

○中村(哲)委員 それでは、予断を持たずにというのは、具体的にはどういう内容でしょうか。

○遠藤(和)副大臣 私は、十数年前から当時の通信委員会に所属しておりました関係で、信書の部分の、民間にどういうふうに入参を認めるかというふうな議論は、国会の中では十数年前から行われているわけですね。そして、ユニバーサルサービスとは一体何ぞやという御議論の中で、一つの話としては、ポスト投函制、あるいは全国あまねく同一料金で行う、こういうのが一つのユニバーサルサービスの姿ではないのかという議論がありました。その中で、もし民間に入参を認めるのであれば、国と同じように、そのポスト投函制とか全国一律条件を課したらどうかという議論があったことは事実でございますし、事実、赤いポストじゃなくて白いポストでやったらどうかなどという議論も行われた経緯はあります。

そういう議論はいろいろあったわけでございます、あるいは、重量で制限してどうかとか、料金で制限してどうかとか、議論としてはあったわけでございますけれども、それを中央省庁再編のときにあわせて議論をいたしまして、とにかく郵政事業庁をつくったわけですから、今度郵政公社に移行するときに、一体的に考えて、参入条件をそのときに明示しよう。

ですから、政府といたしましては、この郵政事業庁を今度、国営の公社に、三事業、休でやるわけですけども、このときに、長い間議論があっ

た、このユニバーサルサービスあるいは信書の民間参入条件というもののはっきり定義をいたしまして、公社法案を提案しよう、こういうことでございます。今まで議論があつて、また政府も一生懸命考えて、最終的に、公社法案と一体となつて、この民間参入の条件をそのときにきちっと決定をして、公社法案とともに国会で御審議をいたさう、こういうことでございます。これは小泉内閣が出現する前からの既定方針でございます、泥縄式に行われていると言われることは、まことに心外でございます。

○中村(哲)委員 揚げ足をとるつもりもありませんし、泥縄式という言葉に非常に敏感に反応されているということは、ある意味、図星なのかなと思っておりますが、国会の場で成案になるまでのプロセスについて実質的な議論をしていただきたことと本当に思います。

その点について、していただけないということがわかりましたけれども、時間が終わりましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、大出彰君。

○大出委員 民主党の大出彰でございます。よろしくお願ひいたします。

質問に入ります前に、一つ確認と要望をしたいと思います。

私、議員になりましたまだ一年たっておりません。西も東もわからない状態なものですから、質問するに当たって、どうしても調査室の方を利用することになるんです。

そこで、確認なんです、調査室の方には守秘義務が当然ありになると思うんですが、私が調査依頼をしたものが郵政事業庁にばれているようなことはないでしょうかという確認でございます。大臣にお願いいたします。

○小坂副大臣 委員がどのような御質問をされるか、あるいはどのような御質問を調査室にお聞きになったかということは、私どもには全く入ってまいりません。

○大出委員 確認でございます。調査室、我々は頼りでございますので、ぜひ守秘義務は守っていただきたいということを、仮定の話でいたしたもので、よろしくお願ひします。

それから、要望でございます。質問取りは構いませんが、実は私は憤慨をしております、指図がましいことは言つてはくれないと思っております。さるお方が来て、そういうふうに感じましたので、もしそんなことがありますと、外務省には出入り禁止という制度があるようでございますので、質問取りについては大出彰の事務所は出入り禁止であると言わなきゃならないので、お氣をつけたいと思います。

それでは、最初の質問をいたします。

きょうの総務の部門会議の中で、一問目の質問というのは決まっております。一問目の質問とて、本当は答えが出ておるので質問はやめようかと思うんですが、この法案の、郵政官署に取り扱わせるわけですが、初めに、どのくらいの地方公共団体を取り扱いを行うというふうに見込んでいるのかという、部会の中での池田元久さんの質問でもあるんですが、大臣、ひとつよろしくお願ひします。

○片山国務大臣 恐らく、事務方は内々の意向打診を市町村にやっておりますのかと思ひますけれども、やはり、正式に法律が通りますと、きちっとした意思表示を求めたい、こう思っております。

私が聞く限りでは、相当数の市町村が、郵政官署といひますか郵便局に自分のところの仕事をやらせてもらおう、こういう意思をお持ちだと私は認識しております。

○大出委員 相当数と。きょうの部門会議あたりでは、半分ぐらいがというふうな話も出ておりましたが、相当数でいいと思ひます。

次の質問に移ります。

気になるところは、当然のことなんでしょうが、住民の側が手数料を払う場合と地方公共団体が郵便局に払う場合があるわけなんです、この手数料、全国一律なのかどうかという点についてです。

どなたでも構いません。

○林政府参考人 地域の住民の方が地方公共団体の窓口で納付されます手数料は、各地方団体ごとに地方団体の条例で決定されているものでございます。本法案の仕組みによりまして、住民の方が郵便局の窓口で支払うこととなる手数料も、同様に、各地方公共団体の判断により、各地方団体の条例によって決められるものと考えております。

○大出委員 議事録を読んだときに、今のよう質問を合せていると、何を話しているか実はわからないんですよ。ですから、六つの取扱業務があるということ、ちょっとだけ読んでおきますが、戸籍の謄本、抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書、こういうことについての話をしているわけですね。

そこで、附則六条で規定しているわけなんです、その他いろいろところがもう一個ありまして、それは要するに、公営のバス回数券の販売とか公共施設の利用申請の取り次ぎ、あるいは高齢者等への立ち寄り、声かけや日用品の配達、図書館の図書配送、返送などですね。これ以外のものを、本法案では契約を結ばば郵便局でも取り扱ひができるのかどうかについてお尋ねします。

○遠藤(和)副大臣 この法案によりまして、総務省設置法の一部改正をいたしておりますから、地方団体が委託された業務を郵便局において取り扱えるようにしたことでございます。今お話がありました、例えば、ごみの処理券等の販売とか、郵便局の窓口機能を活用した行政サービス、あるいは高齢者への立ち寄り、声かけ、図書館の図書の配送とか、外務職員のフットワークを活用した行政サービス、そういったいろいろな事業につきましても郵便局でできる、このように理解をいたしております。

○大出委員 先ほど二条に列挙された六つの話をしたわけですが、六つに限られているわけですが、今後、対象をふやすといひますか、そういうお考

えはおありでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 この法案では六つのことを限定列挙しているわけですが、ほかにもいろいろと住民のニーズが高いものもございまして、その動向に合わせて、関係省庁と協議をして、郵政官署において取り扱える事務の範囲を事情によっては拡大する、そのときは当然、法律の改正が必要でございすけれども、そういう方向で取り組んでいきたいと思ひます。

○大出委員 この法案、ずっと見てまいりますと、むしろ特定郵便局の方が大変ではないかなというように思ひがします。そこをちょっと先に質問しますが、全国に特定局というのはどれくらいあるのでしょうか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

特定郵便局の数は、平成十三年三月末現在でございすが、一万八千九百十六局でございす。

○大出委員 そうすると、特定局以外の全総数はどれくらいなんでしょうか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど特定郵便局についてはお答えしましたが、それ以外では、普通郵便局、もちろん、特定郵便局も国の直轄郵便局ですが、普通郵便局も直轄郵便局であります。千二百十二でございす。このほかに、簡易郵便局と呼んでおりまして、今回の事務の対象外でありますけれども、委託により郵便局がございす。直轄ではございません。これが四千五百五十でございす。

以上でございす。

○大出委員 総数だと二万四千七百七十八でよろしいでしょうか。

○松井政府参考人 仰せのとおりでございす。

○大出委員 計算をささしましたところ、特定局の数が七六％という、四分の二が七五％ですから、四分の三を超えてあるということなんです。それで、数の少ない特定局もございすので、事務的に大丈夫なのかなという気がするんですが、定員の少ない特定局において十分な取り扱いができるのかどうかについて、まずお伺ひします。

○松井政府参考人 郵便局の要員事情は郵便局ごとにより異なるがございす。実際に、今回の法案によりまして事務を受託するに当たりましては、事務の範囲、それから取扱郵便局、取扱手数料等につきまして事前に地方公共団体と協議を行います。そして、郵便局の方の要員事情も勘案しながら、受け入れ可能な局で実施するというふうにしておりす。

もつと端的に申しますと、局長さん含めて二人のような局だとかあるいは三人のような局でも、実施が不可能だとは思ひておりません。

○大出委員 事務的には大丈夫であるということでありすから、大丈夫だから推進をしようということだと思ひます。

そこで、ほかの心配でございす。というのは、よく言われているんですが、特定郵便局長が自由に使うことができると言われてる渡し切り経費というものが、こういうのを導入することによってふえてしまうんじゃないかと思うんですが、渡し切り経費というのはどういうもので、ふえるかどうかについてお答えいただけますか。

○松井政府参考人 ちよつと手元に資料がないものですが、若干のあれは御容赦いただきたいと思ひますが、基本的には、国の仕事は、会計法に従ひまして厳格な手続のもとに費用を支出することになっておりす。その例外として、小さな郵便局の中では、特定局はその典型でございすけれども、そういうところでは厳格な手続をとりますと、事務的に大変非効率になりますので、ある程度経費を渡し切るといふ段階で国は歳出をしたというふうな制度的位置づけになっておりす。

ほかには、例えば在外公館とか、あるいは法務省の例だとかあるように聞いておりすが、そういう仕組みの中で、小さな郵便局では簡便に経費が支出できるような仕組みになっておりすが、何に使つてもいいというふうにはなつておりません。使い道について、光熱費だとか事務費、そういった使途を限定した歳出という形でやつておりす。

今回のことについてどれだけの経費がふえるかは、それに伴う事務経費がどれだけふえるかによりすが、大きな事務になるとは思ひておりません。今回のことによりまして、もつと端的に申しますと、実際に事務は作業をやりすから、そういう人手がより多くかかるようなことは余り想定しておりません。

○大出委員 人手が多くからないので、そんなに渡し切り経費に影響することはないだろうというふうなニュアンスだと思ひます。

今大体言つておられるんですが、では、この渡し切り経費というのはどこがチェックをなさるんですか。

○松井政府参考人 二つ仕組みがございす。会計的には、渡し切り経費を支出したという段階で歳出が行われたという扱いになっておりすが、私どもは、個々の郵便局においてどのように渡し切り経費を使つたかということについて、内部的なルールとして記録簿を残すようになっておりす。

それで、これに対しては二つの道がございす。一つは、内部監査として、一つは私どもの会計監査という仕組みの中で監査があります。それから、監察の中で業務考査という形で監察官が評価もいたします。ほかに、状況によっては会計検査院の検査の対象にも当然なります。

以上でございす。

○大出委員 領収書とか帳簿とかが当然あるわけでしょうから、それで通つてしまふんでしょいうが、ただ、渡し切りというふうな名前がついてるようです。で、実際は何に使つたかというのは確認のしようがないんでないでしょうか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、あらかじめ、何がその使い道の対象になるかは決まつてございす。ちよつと新聞なんかを見るとありますが、研修関連の費用だとか、そういうことももちろん入ります。何に使つたか、言つてみれば事後的なお話でございすよね。これは記録簿によって確認

するようになっておりす。

○大出委員 今の御答弁だと、要するに、使途も明確だということと言ひてゐるんだと思ひます。が、わかりました。

次の質問に行きます。

この法案で一番問題になっているのは、やはりプライバシーが守られるのかなということだと思ひます。地方におけるいろいろな差別があつたりとかする、あるいはいろいろな団体とかがこの問題で非常に危惧をしております。なぜかという、やはり住民票だとか戸籍の問題等が、過去にも流出をしまつたりとか悪用されてしまつたりした例が結構あるわけす。やはりこの問題で一番問題なのは、プライバシーの問題だと思ひてゐるわけなんです。

そこで、順次お伺ひいたしますが、プライバシー保護の観点から、本人以外の方の交付請求は可能なのかどうかという点をお伺ひします。

○遠藤(和)副大臣 この法案では、本人以外の者は可能ではございせん。本人に限つておりす。

○大出委員 私はこの問題で、職務上請求のできる方、弁護士とか行政書士などなんですが、その方はできてもいいのではないかな、実は逆の反面、思つたわけなんです。

私も行政書士をやつていましたから職務上請求というのはいつておりました。特に戸籍とか納税書とか印鑑証明、仕事上しつちゅう依頼人のためにとりに行くというのが仕事、かなり入つていまして、郵便局にこういうのが来ると、大変便利になるといふことを実感してゐるのです。

ところが、そのときには、いわゆる職務上請求書という書類に書きまして出すわけすね。その部分は信頼をしいたいていいのではないかなと実は思ひてゐるんですが、職務上請求ができるような方でも請求はできないんでしょいうか。

〔委員長退席、荒井(広)委員長代理着席〕

○遠藤(和)副大臣 この法案では、今お尋ねの、例えば弁護士さんとか行政書士の方とか、職務上請求ができる、こういう場合でも郵政官署ででき

ないことにしております。郵政官署はあくまでも本人に限る、そういう方は従来どおり市町村の窓口で対応していただきたい、このようにしております。

○大出委員 プライバシーの保護というところが法案で一番重要だとこれまで思っているわけなんです。

そこで、郵便局において、個人情報流失しないようにする、防止するためにはどういう担保をしていくんでしょうか。

○景山大臣政務官 ちょっと長くなりますが、説明いたします。

本法案では、戸籍等に記載されている者の請求の場合、つまり、本人に限りまして郵便局において取り扱いを認めることにしております。この郵便局というのは、職員が守秘義務を持っております普通郵便局、特定郵便局に限りまして、簡易郵便局は入りません。人権上の観点に配慮いたしましてやっていかなくてはならないと思います。

それから、戸籍等の、住民のプライバシーに関する事務の取り扱いにつきまして、先ほど言いましたように、人権上の配慮をしていかななくてはなりません。本人の確認を行うということは、いずれ省令でやるわけですが、証明資料の提示などを今後規定して、提出していただくようなことになるんじゃないかと思えます。

それから、地方公共団体や地方郵政局等に対する通知、マニュアル等におきましては、プライバシー保護について徹底的に図っていきいたいというふうに思っています。

それから、地方公共団体の長が郵便局長等に報告を求めたり、また指示を行うこと、こういうのは法案第四条に規定をされておりますが、適正な執行を図ることにしたいと思います。

それから、郵便官署の職員に対しまして、使用等利用禁止の指導を行うとともに、研修の徹底を図るということでありまして、これは第五条でございます。特に、いろいろなことを知り得たということで、それを営業活動に使ったり、そういう

ことは絶対にないようにしていかなくてはいいけません。

それから、郵便局員というのは、情報漏えい等につきましては国家公務員法第百条の守秘義務違反といたしまして、当然、罰則とか懲戒処分の対象になるということでございます。

以上でございます。

○大出委員 個人のプライバシーの保護ということで、総務省でも前に人権啓発を推進する法律が通っていますので、十分に用心をしなきゃいけないわけです。

そこで、気になるところは、やはり郵便局で取り扱う場合、地方自治体の方は大丈夫ですね、郵便局の方で交付事務に係る責任の所在とか権限についてはっきり明確化させておく必要があると思ふんですが、その点についてはどうなんでしょう。

○遠藤(和)副大臣 まず各種証明書の作成事務全体の責任というのは、当該地方公共団体が負っています。このため、この法案の第四条で、地方公共団体の長は、事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、郵政事業庁長官等に対し、報告を求める、あるいは必要な指示ができる、そういう旨を規定しております。

なお、今回の法案について、請求に係る証明書の作成する公証行為自体は各地方公共団体に留保した上で、郵便局員が交付請求の受け付けとか証明書の引き渡しという窓口事務を受託して行うわけでございます。その範囲の中において当然、郵政官署の責任が生じている、こういうことでございます。大きい意味では、全体の責任は地方公共団体にあるけれども、受託の範囲の中で郵便局が責任を負っている、こういうことでございます。

○大出委員 という、特定郵便局であれば、直接の責任者といえますか、例えば郵便局長ということになるんでしょうか。そういうことなんですか。

だとすれば、ただ、責任をとるといっても、郵便局長がやるわけじゃないですね、損害賠償とか、そういう問題についてはどんなふうになっているんでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 例えば守秘義務違反というふうな事例があった場合は、先ほど景山政務官が述べたとおりでございます。

○大出委員 責任の所在はそういうことだということでございます。

次に、当然、人権啓発等のことが必要でございます。それから、取り扱う担当の職員の方等に、いわゆる教育や研修をしないといけないと思ふんですが、その辺についてはどんなお考えを持っていますか。

○松井政府参考人 先生御指摘のように、事務を取り扱う郵政職員の教育、研修は大変重要であるというふうに認識しております。このために、事務の取扱手順や本人確認の実施方法、プライバシーの保護の問題、それから他利用禁止、そういうことにつきまして、事務を取り扱う職員に対する訓練、研修を予定しております。

また、プライバシー保護につきましては、特に地方公共団体や地方郵政局、郵便局に対する通知、それからマニュアル、そういったものにおきまして、取り扱いの徹底を図っていきいたいというふうに考えております。こうした訓練、研修によりまして、地方公共団体事務の適正な事務処理の確保に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○大出委員 るるプライバシーに配慮する質問をしてまいりましたけれども、やはり反対が出たときから懸念はずっとあるわけですので、万が一にも、この問題、この法案にある六つのことプラスその他のことでプライバシー侵害があったと言われたいようにしていただきたいと思ふんです。

最後になりますが、電子政府との絡みを考えたときに、どうもタブーといえますか、オンラインで電子政府では行われるわけですので、そうやってくると、二十四時間三百六十五日ノンストップ

で省庁対個人で利用し合うことが起こってしまうわけです。そうすると、どうも今回の制度というのは影が薄くなると思いますか、どういうふうになるのかなという点を、将来の構想みたいなものを含めまして大臣にお伺いしたいんです。

○片山国務大臣 電子政府、電子自治体ということで、インターネット等を利用した申請や届け出のオンライン化を考えておりますが、遍に全部なかなかできません。

それが、我々が考えている郵便局は、やはりコミュニティ、特に地方のコミュニティの中心というところで、顔なじみの人が役場に行くのを郵便局で利用するというケースが一番多かろうと思ふんです。私は両方併存すると思ふんです。併存していく、こういうふうに思います。電子政府も一応二〇〇三年までと我々今、念頭に置いていますけれども、これは全部がそういうことになるということではなかなかございませんので、その辺は両方が、今言いましたけれども、並立、併存していくような状況になるのではなかろうかと思っております。

○大出委員 電子政府、まだ未来の話でございます。電子政府についていろいろ述べている方があられるわけですが、これがこうなるんだというのがいまいち読めないところが実はあるんですね。

というのは、それこそプライバシーの問題が起ころうとしますから、そういう意味で、単純に言えば、もっと簡単に、例えば、住所登録を役所であるいはこういうので住所変更したら、直ちに自動車の免許の住所とかその他の住所が全部変わるというようなことを考える人もいるんですが、そうすると、今度は、そんなことまでしたらプライバシーの問題があるのではないかといろいろもめるわけなんです。多分、そんな議論しながら徐々に先へ進んでいくんだと思ふんです。

そういう意味で、この問題、プライバシーに十分配慮をして、常にその問題に気を配りながら、私は行政書士の立場的には非常にありがたいと思っておりますので、推し進めてほしいと思ふとい

うことを申し上げまして、ちよつと早いですが、質問をやめます。ありがとうございました。

○荒井(広)委員長代理 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

大臣には、本会議、大変お疲れさまでございまして。通告に従い、引き続き質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

小泉総理は、去る五月七日の所信表明において、郵政三事業については予定どおり二〇〇三年の公社化を実現し、その後のあり方については、早急に懇談会を立ち上げ、民営化問題を含めた検討を進め、国民に具体案を提示するとしております。また、六月六日の党首討論において、我が党の小沢党首は、郵政三事業の民営化は首相の看板政策だが、改革を断行するにはスピードが大切であると強いリーダーシップの発揮を求めているところあります。

一方、御案内のとおり、一月六日に旧総務庁、郵政省、そして自治省が統合されて総務省が発足して、五月が経過いたしました。総務省は性格の大きく異なる省庁が統合されましたが、それだけに、省庁統合のメリットを十分発揮し、中央省庁再編の実を上げていかなければならないと思っております。

具体的には、例えば情報通信分野において、電子政府、電子自治体など、国、地方を通じた行政の情報化の推進や、高度情報通信ネットワーク社会の形成促進、いわゆるIT改革の推進などもありますけれども、旧自治省が所管している地方行政と旧郵政省が所管している郵政事業の間の統合メリットも重要な課題と考えます。

すなわち、全国に張りめぐらされた約二万四千七百局の郵便局ネットワークは、住民に最も身近な公的機関であり、この郵便局ネットワークと地方公共団体とが協力すれば、住民の利便の向上や行政の効率化などの面で、大きな力を発揮できるものと思っております。

折しも省庁統合を控えた昨年の四月から、旧郵政省、自治省が共同で地方公共団体と郵便局の協

力体制のあり方についての研究会を開催して一層の協力方策の検討を行い、その検討結果がこの法案に反映されたものと思っております。私としても、地方公共団体と郵便局は、住民、利用者のために今後とも協力体制を維持、強化すべきであると思っております。

そこで、最初に、地方公共団体と郵便局の連携について、基本的な考え方を総務省にお伺いいたします。

〔荒井(広)委員長代理退席、委員長着席〕
○片山国務大臣 いろいろ今、黄川田委員からも御質問をいただきまして、本会議でもいろいろ御指導いただきまして、ありがとうございました。今お話しのように、全国二万四千七百の郵便局のネットワークは、本当に百三十年の歴史の中で地域社会に定着して、地域住民に非常に愛されて利用されていると私も思います。いわば国民の資産と言ってもいい。

こういうものを最大限に活用して、地方公共団体と連携を深めてもらって、住民便益をさらに増進していく。特に、合併ということが一つ市町村の場合ありますから、そういうことの関連で郵便局にも一役も二役も買っていただきたい、こういうふう考えているわけでありまして。

今、委員御指摘のように、我々は、これが三省庁統合のメリットの一つだ、そういう意味では大変重要な政策だ、こういうふう考えておられます。御協力のほど、よろしく願います。

○黄川田委員 地方公共団体と郵便局は、今までひまわりサービスですか、あるいはまた防災協定、こういうふうな形でさまざまな協力施策を行ってきておりますけれども、本法案の内容に入る前に、地域連携の基本的事柄をちょっと確認しておきたいと思えます。

そこで、住民サービスをより効率的に提供すべく、地方公共団体と郵便局の連携の現状はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。
○松井政府参考人 お答え申し上げます。

郵便局は、住民に最も身近な公的機関として全国にあまねく配置されておりますし、また、そうした店舗網であるだけでなく、郵便配達等のための外回りのフットワークも持っているところでございます。こうした郵便局の特徴を生かしまして、地方公共団体と地域の郵便局がいろいろな協定を締結しまして、さまざまな連携施策が行われているところでございます。

具体的には、先生も御指摘のひまわりサービスがございまして。これは、過疎地域の高齢者等に対して郵便局の外務職員がお声かけをさせていただく、そして日常生活用品の注文受け付け、配達など、連携のもとにさせていただくといったことがございます。それから、道路の損傷等の情報提供がございまして。これは、郵便集配途上等で発見した道路やガードレール等の損傷状況を地方公共団体に情報提供させていただくものであります。このほかにも、防災協定の締結とか、いろいろな施策の中で連携が行われているということでございます。

○黄川田委員 それでは、法案の内容に入りますけれども、本法案においては、戸籍謄抄本、納税証明書、外国人登録原票の写し、住民票の写し、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書の六種類の公的な証明書の交付が郵便局での取り扱いの対象とされております。確かにこれらはよく利用されるものであるし、郵便局での取り扱いが可能となれば、住民の利便が向上することは間違いありませんけれども、また一方で、取り扱い対象が限定されているとの印象も否めないところであります。

本法案の策定までの過程において、郵便局での取り扱いの対象として、恐らくさまざまな事務が検討されたのではないかと思いますけれども、今回はその第一歩としてこれらが選ばれたものと思っております。

そこで、まず、本法案により、新たに郵便局でできることとなる事務として、第二条の六項目の証明書等の交付事務を列挙した理由は何でしょうか。

か。また、今後、他の業務を加える方針で検討しているのでしょうか。加えて、市町村等からの新たな要望はあるのでしょうか。あわせて総務省にお伺いします。

○遠藤(和)副大臣 ワンストップサービスができる、その中身につきまして、いろいろな住民のニーズがあることは承知しております。特にその中でも、格別にニーズが高いもの、かつ、その処理に対して郵便局が適正に事務処理が可能であるもの、そういうものを限定いたしました。六つ、限定列挙をさせていただきました。この法案を提出させていただきます。

この法案の中身の話ですけれども、では今後どうするかという話ですが、今後は、そうした観点から、さらに、住民のニーズが高いもの、そして、それを適正に処理できるもの、こうした視点から整理をいたしまして、必要があれば法律を改正する形で皆様の御審議をいただきたい、こう思っております。

○黄川田委員 市町村等から新たな要望等は、今の段階で何かあるのでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 市町村から特に要望がある具体的な事例といたしましては、パスポートの交付であるとか、あるいは登記書類の手続であるとか、そういうふうな要望があることは承知しているわけですが、今後はさらに十分に議論をしていかなければいけない問題であると思っております。

○黄川田委員 多分、登記簿謄本とかの交付かと思えますけれども、法務省の方では登記所の統廃合が全国で今進んでおりまして、国の身近な機関がどんどん少なくなっているという状況でありますので、それらの連携等もぜひとも考えていただきたいと思っております。

これらのコンビニ等でも住民票の写し等の交付が可能となれば、住民の利便が大幅に向上すると思います。しかしながら、戸籍や住民票は、いわば個人情報情報の固まりであり、プライバシーの保護にも十分配慮する必要があるのも事実であります。

そこで、コンビニ等では第二条に規定されているような事務を行うことは現在では難しいと思いますけれども、インターネット社会になりつつある現状を踏まえ、どのような条件が整えば将来的にこのような事業を民間に開放することが可能となるのか、総務省の見解があれば伺いたいと思います。

○遠藤(和)副大臣 確かに、諸外国の例を見ますと、コンビニとかキヨスクとか、そういうところでワンストップサービスができるようにしている例は承知しています。

ただ、やはり取り扱う書類がプライバシーの保護を厳格に要請されるものでございますから、今回の法律は、公務員の資格を持つ者、こういう形で、郵政官署でやるというふうにしたものでございます。

今まで、住民票等につきましても地方公務員の皆さんが扱っていたわけですが、これは守秘義務が課されております。同様に、郵政官署も国家公務員としての守秘義務が課されておりますから、個人のプライバシーの保護については守秘義務を課されているという点で全く同じでございますから、こういう取り扱いをさせていただいた、こういう問題でございます。将来の課題として、民間の方にも守秘義務を課するというのを考えていくのかどうか、そういうものができればそういう選択もあるかと思っておりますけれども、今のところは郵政官署に限らせていただいている、こういうことでございます。

○黄川田委員 ところで、先ほどからお話がありましたけれども、戸籍謄抄本や住民票の写し等については、戸籍法や住民基本台帳法において、市町村の窓口では、何人でも交付を請求することができましても、不当な目的の請求とみなさ

れた場合には、交付を拒否できるとされております。

しかし、本法案においては、郵便局で交付を受けられる人の範囲を、本人ないし戸籍や住民票等に載っている人に限定しております。

そこで、総務省にお尋ねいたしますけれども、公的証明書について、本人からの請求に限定している理由は主にプライバシーの保護にあると思いますが、その趣旨は概略、どのようなものでしょうか。

○林政府参考人 本法案に列挙をされております各種公的証明書の交付事務は、住民の個人情報にかかわり、プライバシーの保護あるいは人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が必要なのであると考えられましたので、本人の請求に限定することとしたところであります。

第三者からの請求を認めます場合には、窓口における請求事由の正当性の確認等が必要とされることになるわけですが、原簿データ等を有しておりません郵便局の窓口におきましてこれを行うことは必ずしも適当ではない、こういうふうな考えましたことから、第三者請求を除外することとしたところでございます。

○黄川田委員 お話のとおり、プライバシーの保護は非常に重要な問題であり、特に戸籍など本籍地情報記載されている証明書については、人権問題にも十分配慮する必要があると思っております。

当然のことながら、人権問題についても、プライバシー保護の観点から十分な対策が講じられているとは思いますが、戸籍謄抄本等、個人のプライバシーや人権にかかわる情報が地方公共団体の外で取り扱われる場合、情報の漏えいや流用の防止のために、どのような措置が講じられているのでしょうか。郵便局員による情報漏えい等に対し、本法案には罰則規定が明示されておりますが、その場合どう対処するのでしょうか。私からも改めてお尋ねしたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 これは、先ほど林総括審議官が答弁したことに、部重複しますけれども、例えば、申請者は本人に限る、そしてまた、それを受ける人も国家公務員である郵政職員に限る、これは一つの方法でございます。

さらに、人道上の配慮だとか、あるいはプライバシー保護に関する事務の取り扱いについて、具体的には、例えば、地方公共団体や郵便局におけるプライバシー保護に留意した事務処理を徹底する、特に郵便局の窓口での本人確認をしっかりと行う、それから、必要な場合には地方公共団体の長が郵便局の長に対して報告を求められる、指示を行うことができるようにする、あるいは、職員に對し、郵政事業庁長官による他用途利用禁止のための措置を講じた指導とか研修の徹底を行う、こういうことができるようにしております。

また、罰則の話ですけれども、この法律には直接記載はないんですが、これは、国家公務員法第百条の守秘義務違反といたしまして、罰則及び懲戒処分の対象になる、こういうことでございます。

○黄川田委員 私からも、特に地方の小規模な郵便局でのプライバシーに関する教育とか研修の事前準備を十分に行っていたいただきたいと思っております。これは要望であります。

そこで、少し観点を変えまして、ちよつと論じたいと思っております。

本法案は、その目的として、「住民の利便の増進を図る」とこと、「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資すること」を掲げております。住民の利便の増進については、身近な郵便局で公的証明書の受け取れるわけでありまして、これは理解できるわけですが、地方公共団体の効率化との関係は、直観的にちよつと理解しにくい部分があります。

そこで、この制度により地方公共団体の効率化が、具体的にどのように進むと考えられるのか、総務省の御見解をいただきたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 これは、住民サービスに利する、こういうことを目的といたしているわけですが、

けれども、結果として地方公共団体の事務が効率化される、こういう効果を生むということは確かだと思っております。

例えば、実際に郵便局で事務を取り扱っていたことがよりまして、例えば地方公共団体の事務が少なくなる、あるいは効率化される、中には支所とか出張所について郵便局にかわっていたかどうかということができるかも知れません。こういった形で組織とか人員とか、そうした意味で効率化が図られるという結果が生ずるものと理解をいたしております。

○黄川田委員 郵政事業、特に郵便事業は、今、厳しい経営状況にあると承知しております。郵政事業は、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業を中心に、それらに関連してさまざまな受託業務を取り扱っておるところであります。そして、この受託業務には、年金支払いなどの国の業務や、銀行とのATM提携やバイク保険契約の取り次ぎなどの民間企業から委託された業務がありますが、地方公共団体の事務を取り扱うのは、本法案によるものが初めてではないかと思っております。

そこで、郵政事業にとって、今回の自治体からの受託業務も含めて、これらの受託業務はどう位置づけられるのか、また、郵便、貯金、保険の三事業に続く第四の事業に拡大していくつもりなのか、その場合、特に民間からの受託業務等々でありますけれども、よく言われている民業圧迫にどう答えていくのか、総務省の見解はいかがででしょうか。

○小坂副大臣 お答え申し上げます。

総務省設置法におきまして、郵政事業は、郵便事業、郵便貯金事業、いわゆる郵便為替事業等も含むわけですが、簡易生命保険事業のいわゆる郵政三事業を中心としつつ、その他の各種の受託業務もあわせて構成されております。今回の地方公共団体の事務の受託は、このうち、その他の各種受託業務の一部に位置づけられる、そういう関係にあるわけでございます。

○片山国務大臣 御承知のように、平成十五年中に現在の郵政事業庁、総務省の外局、それにつながる各郵便局は国営公社に移行する、こういうことでございますが、これも御承知のように、国営公社の職員は今と同じ団結権と団体交渉権を持つ国家公務員だ、こういうことでございますから、

○片山国務大臣　先ほど、本会議で黄川田委員の質問にもお答えしましたが、市町村合併は、我々は二十一世紀の大きな課題としてぜひやりたい。こういうふうにして、合併をすれば

しかし、一方、郵便局で交付事務を行う分を、現在、地方公共団体自身がやっているサービスが削減される、それだけ郵便局でやるんだから、うちの方はそのサービスをやめよう。例えば、先ほど言った支所の肩がわりの問題もあるかもしれない。そういうサービスが減ってきては困るわ

そこで、今回の法案によりますと、郵便局の係の方に請求書が出てくる。それを郵便局員が、必要事項がきちんと書いてあるかどうかを確認して地方自治体に送る。地方自治体から、今度は本人の請求した、例えば戸籍謄本なら戸籍謄本が返ってくる。それは請求した本人かどうか確認しなければ

ばなりませんから、来たものが本人のものだなどというのを確認した上で本人に渡す。結局、郵便局の係の人にしてみれば、請求者の戸籍謄本とか納税額とか、そういうものに実際に触れるわけです。

これらの業務を、結局、先ほどコンビニの問題が出ましたけれども、コンビニに委託するのではなくて、やはり郵便局に限定していったというのは、個人情報やプライバシーの保護というのは、国家公務員である郵便局員の守秘義務ということと確保されているのだということが根底にあるのだらうと思います。そのことを確認したいと思いますが、副大臣。

○遠藤(和)副大臣 おっしゃるとおりでございます。郵便局は窓口事務だけしか扱わないのですけれども、それを扱うにしても、やはり国家公務員たる郵便局の局員は守秘義務が課されている、そういう意味でこれに限定した、こういうこととでございます。

○矢島委員 ただいまの副大臣の答弁にもありましたように、交付事務が郵便局で行えるのは、まさに郵便局員が国家公務員であり、国民のプライバシーが守られるという制度的保障があるということだと思っております。

そこで、個人情報あるいはプライバシーの保護という問題で、私は総務省にお尋ねいたしますが、憲法二十一条のいわゆる通信の秘密の問題、それから郵便法の第九条、秘密の確保の問題、第一項、第二項がありますけれども、この問題でございませう。郵便の業務に従事する者が郵便物に関して知り得た情報を利用することの問題なのです。

例えば、民間の生命保険会社で通知が来て、もう満期ですとある、これが目に入った、それとていうので簡便の勧誘にこの情報を使うとか、あるいは、いろいろなイベント小包をやっておりますけれども、例えばそういう父の日の情報を得た、そこでイベント小包の販売に利用するとか、あるいはダイレクトメールの送り先、こういうのをチェックしてふるさと小包を利用させるとか、こ

ういうのは、いわゆる郵便法の第九条に違反するものと考えられるのですが、それでいいですか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、憲法第二十一条では、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」とあります。それから、郵便法の第九条では、「郵政事業の取扱に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。」第二項では、「郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」というふうに規定されております。その趣旨は、郵便の業務に従事する者が郵便物に関して知り得た他人の秘密を守るべきということがきちっと規定されているわけでございます。

ただ、ふるさと小包への活用とか簡便の営業への活用とか言及がございましたけれども、一つの事例につきましましては、やはり個別の事例に即した判断をすべきものだというふうに思っております。ですから、一般論として言い切るというのはちよつといかがかなというふうに、私どもの立場としてはそう考えております。

○矢島委員 違反するかどうかということについては具体的な一つ一つの個別の問題で、その手段や目的が明らかにならなければ、違反なのか違反ではないのか、そういう断定は下されない、そのとおりだと私も思います。

しかし、少なくともやってはならないことだ、モラル上問題があるのではないか、こういうふうな思っているのですが、松井局長、そういう考え方はいかがですか。

○松井政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたように、憲法並びに法はきちっと規定しておりますので、考え方はお話されたとおりだと思っておりますが、個別具体的な判断というのはやはり事実上即して行われるべきことだというのがございませう。よろしく御願い申し上げます。

○矢島委員 そのことは私も先ほどそのとおりだと認めたわけですが、違反するかどうかというよ

りも、むしろそれを利用してやるということのモラル的な問題、これはやはりひとつきちんとしておかなければならないだろうと思っております。

というのは、今度の法律でも第五条で目的外利用の防止の項目があるわけですが、国家公務員だ、だから守秘義務がある、だからプライバシーの保護が担保された、こう単純にほんとうに点なのですか。その点、研修するとか通達を出すとかいろいろ今まで答弁されているわけですが、私は、今現実起こっている問題で、ちよつとこれは足立長官にお聞きしたいのです。営業成績を上げようというので、いろいろな競争とかあるのはノルマ、この問題を私もこれまで何回も取り上げてきた問題ですけれども、現場では、ノルマを達成するためとか営業成績を上げるという問題で、お客さんの情報を手に入れてこれを利用して何とかやっていたということと盛んなのです。長官、こんな問題があったのですが、あるいは御存じかどうかお聞きしたいのです。

昨年の十一月の段階ですが、川崎市のある郵便局で、朝礼というのですか、第一集配営業課と第二集配営業課の職員全員を集めました。いわゆる全体ミーティングというのです。そこで郵便局長も総務課長も出席している中で、第一集配の営業課長が、営業の発言の中でこういう発言を行ったのです。高島屋などから送られてくるダイレクトメールがどこの家に来たかインプットないしメモ書きする、コピーをとったらだめですよ、その家は需要があるから営業に行くのですよ、こういう発言があったのです。

私がお聞きしたいのは、これに対して労働組合が、郵便局長に要求書を出したり、あるいは関東郵政局に質問書を出したりしているんですが、こういう事実については足立長官は御存じかどうかということなんです。

○足立政府参考人 お答え申し上げます。神奈川県のある郵便局におきまして、そういった問題が関係労働組合から指摘されておるといふこと

で承知しております。

ただ、労働組合からの問題提起もありましたので、私どもの方で実は調査をいたしました。その結果でございますが、ただいま先生から、ダイレクトメールがどこの家に来たか、それをもとにして営業に行くんだというように言ったということとありますが、当該課長は、そのようなことは実は言っていないと、ただ、自分が言おうとしたのは、民間がいろいろ、カタログとかダイレクトメール等を発送するときに、いわゆるレスポンス率といいますか注文が出てくる率、そういったものを効率よくやるために、お客様にただやみくもにダイレクトメールやカタログをいろいろ発送するんではなくて、よく見込み客というのを見ながらやっている、そういった民間の営業の効率的なやり方というのは郵便局も学ぶべきではないかということと申し上げた、したがって、営業に当たって通信の秘密を侵すというやうなことを、そのとき申ししたのではないということとございました。

○矢島委員 私は、ここで長官と言ったとか言わないとか、そういう問題で議論しようとは思っておりません。結局、こういう事態が現場にも起こった、しかし、それは事実かどうかは、今、長官が言われたようなことだと思えます。

それからもう一つ、今、御答弁の中にはなかったんですが、関東郵政局に質問書を出したら、頭の中にインプットし、営業など仕事に使用する場合は信書の秘密を侵すやうなものではない、よってそういう質問状を受け取るわけにはいかない。この考えだと、私は非常に問題があると思うんです。つまり、今回、法案が出ておりますが、この法案で郵便局が交付業務をやるわけですが、その交付業務をやることによって知り得た、例えば納税証明書などの情報、これを頭の中にインプットしておく、そして、ふるさと小包が何かの営業に利用する、こういうのはプライバシーを侵すやうなものではないということになってしまふわけ

です。

これも、関東郵政局の答弁がこうであったかどうかはまた論争になりますから、私が聞きたいのは、インプットしておいてそれを利用するのは、通信の秘密を侵すようなものでないというふうに判断しているのかどうかということなんです。つまり、ダイレクトメールから得た個人情報やコピーすること、メモすること、あるいは頭にインプットして営業に利用する、こういうことは、まさしく信書の秘密を営業に利用する、九条の違反ではないかと私は思うんです。

そこで、長官に聞きたいのは、積極的に、こういうやり方を進めるとか、あるいはやり方の指導、こういうのを実際やっているんですか。

○足立政府参考人 信書の秘密に違反するか違反しないかといった問題以前に、私どもの国営事業というものは、やはり営業のあり方として品位と節度を持って行うべきだということで現在、郵便局も指導をしておるところでございます。

いわゆる信書の秘密といいますが、郵便を利用される方にとりまして極めて重要なことであります。郵便局を信頼されてお客様が郵便を託されるわけでありまして、そういったことにつきましては、特に私どもとしても厳格な運用を平素から指導しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○矢島委員 今、私が挙げた例は、言うなれば水山の一角じゃないかと言われるような問題で、例えば、今、一課長の問題で言った、言わないなんてことも別にここで明らかにしようとは思いませんけれども、こういうものもあるんですよ。

これは、北海道の郵務部長から各郵便局長あてに、公文書ですね、郵営第二〇七号という文書が出ております。その中に「販売方法」という項がありまして、「次のビジネスチャンスについて、次のビジネスチャンスというのは、例えば個人のお客様の場合には、出産、七五三、成人、還暦、以下ずっと、誕生日、結婚記念日とかあります。それから、事業所の場合には、創業〇〇周年記念行

事とか各種イベント、いろいろずっと書いてあります。こういうビジネスチャンスについて、郵便あるいは貯金や保険の外務員、まあ貯金や保険の外務員の皆さん方とは違うと思いますが、郵便で「お客さま情報をとらえる等して、タイムリーな販売勧奨を行うこと」という通達が出ています。これは、個人課長が言ったとか言わないとかいう問題じゃなくて、通達として、あらゆる個人情報を利用してどんな営業活動に利用せよというんです。

こういうことは当然あつてはならないことだと私は思うんですけれども、いかがですか。

○足立政府参考人 先ほども申し上げましたように、郵便局はやはり国営事業でありますので、繰り返しになりますが、品位と節度を持って行うということは、私どもの基本として指導しているところでもあります。

では、具体的にどのような形の営業を展開しているのかというご指摘でありますけれども、先ほど来から議論になっております通信の秘密あるいは郵便物に関して知り得た他人の秘密をもとにして営業するなどといったことは、やってはならないことでもあります。しかしながら、平素から営業というものはお客様のニーズというものをとらえて営業するというものでありますので、その辺は常識的な範囲で郵便局の職員にも頑張ってもらいたいとおもうふうに理解していただいております。

○矢島委員 常識的な範囲で頑張ってもらいたい。常識的な範囲じゃないんですよ。これは、それも、郵務部長の名前で郵便局長に、こういうことをやってどんどん売れというんでしょう。まさにこれは、先ほどから長官がそういうプライバシーの問題については厳密にいろいろと指導していると言っているけれども、現場ではいろいろなことが起きているんですよ。こういう点は非常に重大な問題だと私は思うんです。

片山大臣、今いろいろとやりとりをいたしました。一月から、郵政事業については事業庁のもと

に置かれるようになりました。さらに、郵政公社化へ移行するわけです。だから、国民が郵政を見る目というのは非常に厳しいものが今あるわけなんです。特に信書への民間参入というのは、先ほどもお話しになりましたけれども、検討されているときですから、通信の秘密を守る、あるいは個人情報を守るといったことは極めて重要だと私は思うんですよ。知り得た情報を営業に利用するなどということがあれば、まさに国民の信頼を失っていくものだ。郵政事業に対しての信頼を国民は持っていた、しかし、どうも私の情報が流されちゃったというようなことになれば、これは信頼失墜に当たるわけなんです。つまり、これだったら別に国営じゃなくてもいいやんというふうなことが、私たちが民営化反対でやっていますけれども、そういう事態になりかねない。やはりこれは、大臣、個人情報を守るとかプライバシーを守るといったことは、もう基本的に極めて重要なことだ。これはやはり総務省としての確固とした、あるいは大臣として確固とした態度が求められているんだと思うんです。どのようにお考えですか。

○片山国務大臣 御指摘のように、国営ということでの信用はやはり守秘義務、秘密を守る、こういうことでございまして、その知り得た秘密を営業に利用はしていいかと私は思いますけれども、もしそういうことがあれば、それはもう極めて遺憾なことだ、こういうふうには思っておりますし、今後とも、人権上の配慮もあつて、また、この事業の権威、信用のために、そういう意味でのプライバシーの保護には万全を期してまいりたいと思つておりますし、今回、こういうことで郵便局にやっていたことにしましても、今までそれぞれがする説明しましたように、万全の対応をとつてまいりたい、こういうふうには思っております。

○矢島委員 だからこそ、今回の郵便局の業務の拡大というのは、何回も出てくるように、郵便局の職員というのは国家公務員であるということが前提で成り立っているんだと思うんです。

そこで、この問題は先ほども別の観点から、別の方向からの質問があつたんですが、いわゆる郵政民営化とかかわり合います。つまり、私が聞きたいのは、もう大臣、何回もこれは答弁されていますから、公社化ということを確認にやり遂げて、それから後いろいろも含めて論議していくんだ、それはそのとおりでいいんです。私が聞きたいのは、いよいよ郵政民営化の検討などが始められるという中で、民営化されると国家公務員じゃなくなるといふことですね。そうすると、今ずっと私が論議してきたように、国家公務員であるからこそ、こういう取り扱いを郵便局でできるようにしたんだ、その土台がなくなっちゃうということは、民営化された場合には、郵便局ではこういう業務はできなくなると考えてしまつていいですか。

○片山国務大臣 せんだつての質問にもお答えしましたが、公社移行は別にこの点の關係は全く問題ないわけですね、国家公務員がやるわけでありまして、その後については民営化問題を含めて幅広く検討して結論を出す、こういうことでございますが、仮に国営なり、あるいは国営公社でなくならない場合、この仕事ができるかどうか、これについては議論があると思つてもいいけれども、私は、法令上の手当てをすれば十分可能である、こういうふうには思っております。

○矢島委員 郵便局ネットワークというのは、営利を目的としない公共的ネットワークとして、国民生活への基礎的なサービスを提供している。今回の法案もそうした公共的ネットワークとしての役割に着目したんだと思うんです。

私たちは郵政民営化に反対ですから、この郵便事業分野の政策というものを発表しておりますが、私は本当にここで国民の理解を得ていく必要があると思うのは、やはり郵便局の持っているこのネットワークとそれから信頼、この二つだと思つております。

ところが、今、これはあるかないかは別として、守秘義務や信書の秘密、こういうものがあるにも

かわらず、知り得た情報を営業に利用しちゃうなんということがあるとすれば、これは国民の信頼を失い、国民は、国営でなくたっていいじゃないのというところになりかねないんですね。

そういう点から考えてみて、この郵便局ネットワークというのは営利を目的としない公共的なネットワークとしてさらに発展させるべきものだと私は考えているんですけれども、大臣、いかがですか。

○片山国務大臣 先ほど御答弁いたしました、この二万四千七百の郵便局のネットワーク、ネットワークとして大変有用なんです。しかも、百三十年の歴史の中で、地域社会に定着して、国民の信用、信頼も大変厚いわけですから、どういう形になるにせよ、できるだけこのネットワークの機能は国民の資産として残していきたい。どういう形がいいのかというところは、我々もこれから大いに研究、検討してまいります。

○矢島委員 時間になりましたので、私、この問題を取り上げた中で、守秘義務、いわゆるプライバシーや個人情報を守っていく、このことの重要性について幾つかの例を挙げながらたどっていったわけですが、私が懸念するような事態が現場で起こらないように、長官もひとつ十分現場をぜひ見ていただきたい、このことをつけ加えまして、質問を終わります。

○御法川委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

この法律案は、郵便局で戸籍謄本、戸籍抄本等、六項目の事務を取り扱うことができる、そういう証書を交付することができるという法案でございます。その目的に、「利便の増進を図る」ということが書かれておりますが、それは住民にとつては大変大きなプラスでございます。しかし、それと同時に、プラスの面とマイナスの面、このことによって何らかの弊害が生じることはないのかというのを心配しておりますが、それは、これまで各委員が質問いたしておりますように、非常に重要な問題だと思っております。

そこで、私もちよつとそのことを触れたいと思うんですが、今回、郵便局にこういった事務取り扱いを委託することができることによって、やはり人権とか差別とか、先ほどのプライバシーの問題、こういった問題が非常に弊害として起きる懸念があるわけですね。やはり、こういった問題の根底には戸籍制度というものがあると思うんですね。戸籍あるいは外国人登録の取り扱い事務が人権を侵害したり、あるいは差別を引き起こす原因にもなってきたと思うんです。その戸籍情報の取り扱いが拡大される、郵便局でもそれができるといふことになる法案でございます。

そこで、重ねて、こういった法案が施行されても、郵便局に事務を委託しても、プライバシーを侵害するようなことはないんだ、そんな心配はないんだということを、まず大臣にはつきりと改めて言明していただきたいと思っております。

○片山国務大臣 私だけではなくて、副大臣や局長からもお答えしておりますように、プライバシーあるいは人権の保護には万全を期したい、こういうふうな思いがあります。

したがって、第三者による請求は除外する、郵便局での請求の受け付けに当たっては適正に本人確認を行う、また、これは地方公共団体の長と郵便局、郵政事業庁長官の方で契約を結ぶわけでありまして、地方団体の長は必要に応じて郵便局側に報告を求め、必要な資料を出すこともできますし、郵政事業庁長官は郵便局員に守秘義務を課して万全の措置を講ずる、こういうことになっているわけで、こうした対応によりプライバシーの保護、人権の保護には十分対応できる、こういうふうな考えでおります。

○横光委員 今のお言葉どおり、それは必ずや現場で実施していただかなければならないわけですが、大臣が時間に限られているということで、もう一問大臣にお尋ねいたします。

大臣は、先日の国会で本法案に基づいて市町村合併との関係で、きょうも先ほどの本会議で地方自治法の一部改正案の中で、市町村合併推進の意

欲が語られたわけでございますが、この委員会におきまして、先日、大臣は、市町村合併は進めなければならぬ、やはり郵便局にワンストップサービスは必要だ、こういった答弁をされております。

これは、受け取り方によっては、郵便局におけるワンストップサービスの実施を市町村合併の推進の手段としても位置づけているのではないかと、いふうに受け取れるわけですね。市町村が合併しようとする場合に、どうしても外縁部といひますか遠隔地域の行政サービスが低下する懸念があるわけでございます。そういった懸念を郵便局のワンストップサービスをやることによって払拭できるといふ意味合いにも受け取れるわけですが、これはそれでもいいと思うんですね。

そういった意味で、大臣、率直に、こういったお考えなのかどうかということを改めてお聞きします。

○片山国務大臣 いろいろお考え、お立場がありましようが、我々は、市町村を二十一世紀の地方分権の主役とするために市町村合併を進めなければならない、こう考えております。合併をした場合には、やはりどうしても役場が物理的に遠くなるわけでありまして、住民サービスがこういういろいろなものの受け付けや受理では後退する。それを後退させないためというもう一つの効果が、私はそこであるのではなからうかと。合併を促進するためじゃなくて、合併の結果住民サービスが後退するということは防がなければならぬので、郵便局を活用するということはその後退の防止になるのではなからうか。

ただ、これをもつて合併の一つの推進力にしよう、これにしようとは考えておりません。

○横光委員 大臣、もう結構でございます。ありがとうございます。

それでは、先ほどの、しつこいようですが、プライバシーとか人権とか、そういったいろいろな問題を改めてお聞きしたいと思っております。こんなことはあつてはならないし、ないとは思

うんですが、仮に、先ほどもちよつと質問に出ましたが、住民の個人情報、家族構成等のデータ、いわゆる入学や就職等がはつきりわかるような情報、郵便局の窓口の職員にも今回の法案によって目に触れることになるわけですね。そういった場合に、こういった職員が、内務職員ですが、知り得た個人情報郵便貯金または簡易生命保険を扱う外務職員に提供する、あるいは、これを受けた外務職員がその住民の自宅を訪問して商品の勧誘等の営業活動を行った場合、これは業務上知り得た情報の目的外使用に該当することになるんですが、守秘義務があるからこういうことはないと言いつつ、そういうことがあつたとしても立証することは極めて困難ですね。

しかし、抑止していかなければならないことは事実でございます。この立証がほとんど不可能であるならば、郵便局の職員に対して、今回の業務が新しく委託されることによって業務上知り得た情報の目的外使用を抑止するにはどのような方法を考へておられるのか。やはりそこところは重要な問題であると思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

内務職員が知り得た情報を外務職員に提供するような、そういった内心の問題の御質問でございますが、取り扱い職員は、先ほどの答弁で申し上げていますが、守秘義務を負っております。そのほかに、郵政事業庁の長官が講じる他用途利用、目的外の利用禁止措置、そういったことに従う義務を負っております。そういうことで、内務職員が知り得た情報を外務職員に提供すること、これは、この禁止措置に違反するということになろうかと思っております。

それから、懲戒処分等を行うに当たりましては、御指摘のとおり、内心の意思の証明という非常に難しい問題が生じる場合がありますが、仮に、客観的に見て違反と思われるような事態が生じた場合には、必要に応じて関係職員への事情聴取等を行い、事実関係を明らかにして厳正な措置を行つ

ていく所存でございます。

いずれにいたしましても、職員に對しましては、情報の適正な取り扱いについて十分指導をしてまいる必要があるかと考えております。

○横光委員 今そういった事例が起きた場合の対策をされましたが、問題は、この事例が起きないということが一番大事なわけですね。

そういった意味で、それぞれの自治体でもまだまだこういった問題については格差がある、また、それぞれの窓口によつても格差がある。今度、郵便局で新たな取り扱いができるようになるわけですから、これが公布されて施行するまでの間に三カ月という期間があるとするならば、私は、自治体を含めて郵政職員にも人権啓発の研修期間が改めて必要ではなからうかと。こういうことを実施しようという意向があるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○松井政府参考人 郵便局の職員の訓練等につきまして申し上げたいと思ひます。

先ほどのプライバシーの保護の問題、それから事務の適正な実施をきちつと確保していく必要があるということ、研修、訓練が必要であるというふうに考えておられて、きちつと準備をしていきたいと思ひます。

○横光委員 新たな業務が加わるわけですから、この問題の抱えている問題点の周知徹底を職員の皆様方にしていただいて、そして、問題なく業務を行うことによつて、先ほどから言われておりますように郵便局の信頼は高まるわけですので、どうかよろしく願ひしたいと思ひます。

とはいひながら、戸籍謄本、抄本、あるいは外国人登録原票の写し等は、やはりどうしても人権侵害のおそれがあるわけですね。今度六項目の事務を自治体の方から委託することができるとなっておりますが、自治体のみならず判断することができるといふことで、これらの人権侵害に当たらないことも自治体の判断によつては可能かどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○遠藤(和)副大臣 おっしゃるとおりでございます。六つ全部でもいいし、六つのうち一つでもいいし、それは、自治体の自主的な判断をしていただいた上に、議会にかけるときも必要ですけれども、その上で郵政官署と契約をしていただくというところでございますから、自治体の自主的判断でできるというところでございます。

○横光委員 わかりました。

さらにもう一つお尋ねしたいんですが、今まで、各委員がやはり心配だということであるという質問が続いたわけですが、プライバシーの保護をより徹底するために、これからの課題だと思ふんですが、先ほど挙げた三項目等の事務については、選挙の洋上投票で用いられているいわゆるシールつきファクス、こういったことを今後用いることも考えていいんではないかと思ひます。その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○林政府参考人 御指摘の、選挙の洋上投票の場合、投票の秘密を厳守するためにシールつきファクスを用いることとされているところであります。が、今回の郵便局での各種証明書の取り扱いにおきまして、御示唆のございましたシールつきファクスの採用を排除いたしているものではあります。で、最終的には地方団体の判断によるものであろう、こういうふうにご考えております。

ただ、本法案におきましては、先ほど来いろいろと御議論をいたしておられますが、必ずしもシールつきファクスによらなくても、地方公共団体の窓口における場合に比べましてプライバシーの保護には十分配慮した制度として仕組んでおりますので、団体によりましては、このようなシールつきファクスによらなくても適切に対応できるものとする考えが多いのではないかと、こういうふうにご考えております。

なお、御存じのことと思ひますが、シールつきファクスの場合、なかなかコスト的にあるいは技術的にいろいろの問題を抱えているとも伺っております。

○横光委員 確かに、コストとかいろいろの問題

があるかと思ひますし、私が今提案したことが杞憂に終わるように、どうか現場で頑張つていただきたい。

次に、国と自治体の役割分担についてまたちょっとお聞きしたいのですが、地方自治法では、国が本来果たすべき役割を重点的に担ひ、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担する」とあるわけですね。国の事務を法定受託する場合、あるいは自治体同士で事務委託を行うことはございますね。ところが、自治体の事務を国の行政機関に取り扱わせる例はほかにあるんでしょうか。今回、自治体の事務を国の行政機関に取り扱わせることになるのですが、これまでもこういうことはあったのでしょうか、ないと思ひますけれども。

○松井政府参考人 私の立場から地方行政上の全般的なことはお答え申し上げますが、郵便局が自治体の公金の収納事務、そういったことを受託していることはございます。

○横光委員 先ほども言いましたように、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」、今回の住民票の写し等は、住民に身近な仕事なんですね。このことを考えると、今回国で扱わせるということはいわゆる国と自治体の役割分担に反するおそれもあるわけでございます。

地方公務員は、国家公務員と異なり、直接住民の福祉の増進を目的とする地方公共団体の職員です。ところが、郵政事業は国の公企業であつて、住民の福祉の増進を保障する自治体のサービス、事務とは本質的に性格が異なるわけです。この両者の根本的な性格の違いを無視して、自治体の事務を今回国の事業官庁にゆだねることになったわけですが、たとえ証明書の交付という事実行為であつても、やはり基本的な問題があるのではないかと気がしているのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○林政府参考人 今回御提案いたしております法律におきまして列挙されております事務は、地方

団体の事務であることは間違いございません。個別法におきまして地方団体の事務とはつきり明示されているものでございます。

ただ、これらの事務は、責任を持って実施するのは地方団体であることに変わりはありませんが、その事務の取り扱いの一部を郵便局においてお願いしようというのが今回の法律の趣旨でありまして、当該地方公共団体の主体的な判断によりまして、条件が整つた場合に、郵便局で取り扱っていただくこととしていっているものでありまして、あくまでも住民の利便の増進を図る場合に規約に基づきまして郵便局に事務をお願いするものでありまして、地方公共団体の責任のもとに、また行政目的に沿うものとして実施するものであることを御理解いただきたいと思います。

なお、公務員の性格についても言及をいただきましたが、ともに公共のサービスに従事する公務員でありますので、地域住民の福祉向上に十分寄与していただけるものと期待をいたしているところであります。

○横光委員 基本的には問題がないという意味合いだと思ひます。あくまでも住民の利便性の増進という趣旨もございました。

そのことでちよつとお尋ねいたしますが、住民の利便性の増進、これが目的の一つにあるわけですが、今回の郵便局で取り扱う事務も、これまでの地方公共団体の窓口事務の取扱時間帯に限定されるわけですね。郵便局から自治体に申請するわけですから、自治体が行っている間にしかこれはできない。ということは、今回の法案も、郵便局においてもおおむね平日の昼間のみの対応となる。ということは、これは実際に利用できるのは、同一の行政区域で生活あるいは活動している住民に限られる。しかも、このサービスを利用するためには郵便局に赴くことによるメリットが生ずるののうち、地方公共団体の窓口より郵便局の方が近いという住民だけにだんだん絞られていくんですね。これがいわゆる住民の利便性の増進というこ

とんでしょうか。

○林政府参考人 今回、六項目の事務につきましまして郵政官署における取り扱いを可能とする法案を御審議していただいているわけでありますが、この対象となっており事務のうち、例えば住民票の写しであります年間取扱件数は八千五百万件に上っておりますし、また、印鑑登録証明書になりますと約六千五百万件、それぐらいの取扱件数がある事務でございます。

これらは、いずれも住民の日常生活と経済行為に不可欠のサービスとなっておりますので、これを生活の場に身近な郵便局の窓口で対応できるようにすることにつきましては、かねてから地域の住民等から強い要望があるものであります。アンケート調査の結果によっても確認されているわけでありますが、今回取り扱いたい対象とした事項は、現段階におきましてこのような多くの要望のある、住民のニーズを受けて法案化を図ろうというものでございます。郵便局の窓口で取り扱うことが適当であると認められるものにつきまして、可能となるような法的な措置を講ずるものでありまして、住民の利便の増進に有効なものと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○横光委員 多くのニーズがあったということでございますが、それが実施されるようになって多くの人たちが利用できれば本当にいいことだと思っております。

一方の、もう一つの目的、いわゆる「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」ということでございますが、これは、郵便局に委託したとしても、地方公共団体の職員が記載事項等を今までと同じように改めてチェックする必要があるわけでございます。また、発行事務は、受付場所にかかわらず専ら地方公共団体が、これまでどおり職員が行うことになるわけですね。さらに、地方公共団体及び郵便局の専用のファクシミリの設置費用やファクシミリの通信費あるいは郵政事業に支払う郵便局の取扱手数料、これが新たに地方

公共団体の負担となるわけですね。つまり、地方公共団体にとりましては事務量は実質的にはほとんど減少しない、逆に経費面の負担が増加することになるですね。これが合理化につながるという点でございましょうか。

○遠藤(和)副大臣 確かに、郵政官署で窓口業務をできるようにする、本人確認をしたり、それを交付することができるようでございます。そういう意味で、今市町村なんかでも、例えば三月ごろ行くと窓口が非常に混雑してまして、順番待ちで並んでいるというような状態がありますから、そういった住民票の交付だとかいろいろな事務を、六つの事務を郵政官署ができるということになれば、窓口の業務がすく整理されるということと、住民のサービスの向上にもなるし、市町村の事務も、直接窓口の事務は減少することは間違いないと思うのです。そして、例えば支所とかそういうところでは、今までやっていただけたけれどもそれを廃止しても可能ではないかということが具体的に起こってくるかも知れません。

ですから、全体的に市町村が取り扱っている事務の一部が、すべてではありませんけれども、一部が郵政官署に行くわけですから、全体的には効率化に資するのではないかと、このように考えております。

○横光委員 今の説明で窓口業務が減るということですが、私は、同じように窓口業務というのか、郵便局の方からいったら、申請されたものを取り扱うということ、今の窓口業務の人と同じようなことをしなければいけないので、そんなに減るのかなと思っております。

それで、逆にこの法案による仕組みが郵政労働者の労働強化につながることはないのかということとです。つまり、これまで、ひまわりサービスとかやっておりました。こういう外務職員が行っている高齢者への立ち寄りとかいろいろなこと、これはあくまでも郵便の配達先に限られているわけですね。これが、改正後は委託を受ければ郵便の配達先でなくてもやるということ、郵便配達

と別な新たな業務になるわけですが、こういったことが郵政労働者の労働強化につながるという点についてはどうか、お尋ねしたいと思いますが。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの効率化の御質問と今度は逆の側面での御質問かと思いますが、今回の法案に係ります郵便局における地方公共団体の事務の取り扱い、職員数あるいは業務繁忙の度合い等の諸事情を踏まえて、受け入れの可能性を判断してから地方公共団体と郵政側との契約で行われるものでございまして、また事務の内容も定型的なものでございまして、また取扱件数もそれほど多くないと考えられますので、過重な事務負担になるというふうには考えていないところでございます。

○横光委員 実は、これは私の地元の新聞の切り抜きですが、私は大分県の宇佐市というところですが、つい先般、宇佐市でも十六の郵便局と、ごみ投棄を郵便配達員が監視するという提携を、協力体制を結んだんです。御案内のように、家電リサイクル法が施行されて、不法投棄が非常にふえてきている。そういった非常にタイムリーな協力体制だと私は思う。郵便局の職員がごみを見つけたら市に報告して、そして市職員が現地に向かい、不法投棄した人物を調べて撤去するよう指導する、こういった行政と郵便局のスクラムが広がっているわけです。

このことによつて地域住民の郵便局に対する信頼がさらに高まってくると思いますが、そういったスクラムが今地域住民にとつて、郵便局の人たちの頑張りが見えているわけで、そういった中で、今回新たにこうした郵便局の仕事がふえていくわけで、これは地域住民にとっては非常に大きなプラスになるというお話でございます。

ですから、きょう各委員が指摘しましたいろいろな問題点、疑念等が起きることのないように、ぜひ利便の増進に寄与する法律になるように心から祈念しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

ございました。

○御法川委員長 次に、宮路和明君。

○宮路委員 先ほど来お話がありますように、郵便局は、ワンストップサービスの展開あるいはひまわりサービスの実施といったことで、大変地域に貢献したいという思いを強く抱きながら、かねてから頑張っておられるわけでありまして。我が党でも、かつて通信部会の中に、ここに座っておられる川崎理事を委員長とする地方政策小委員会というのをつくって、そうした郵便局の地方住民へのサービスに貢献したいという気持ちと一致して実現していこうということで勉強会をやつてこられた。それがこうした形で今度法律になって、いよいよ日の目を見ることがなつてきて、大変素晴らしいことだと思ふに思ふわけであります。

ところが、その対象事務が六種類に法律上、第二条で非常に限定しておられるわけでありまして、この点がどういふことなのか。先ほど来民業圧迫との関係のお話もあったようでありまして、行政事務の一翼を担うということに絞つて考えれば、民業圧迫というのも出てこないわけでありまして、制限列挙ではなくて、その他政令で定めるものとかなんかいつて、もつと弾力的に書いていくようにしておけばよかったんじゃないか、こう思ふんですが、一つはその点をどういふふうに考えておられるか。そして、今後どういふ分野へ、さらに六種類から広げていこうという気持ちがあるのかどうか、それが第一点であります。

それから、もう一つは市町村合併。先ほど本会議でも片山大臣の合併にかけたの熱弁を聞かせていただいたわけでありまして、これから大いに大車輪で合併を進めていかなきゃならない。そういう中であつて、市町村が行政能力のレベルアップを合併によつて図ると同時に、簡素効率的な行政組織にしていかなきゃならないということが求められておられるわけでありまして。そうなりますと、どうしても市町村の今までの役場あるいはその出先が縮小ないしは統廃合されるといったよう

な事態も出てくるわけでありまして、そういったところを穴埋めする、補完する意味からも、私は、今回の法律の趣旨、目的は非常に結構なことだ、市町村合併推進の受け皿としても大いにこれが期待できるのではないか、こう思うわけでありまして、その点についてどう考えておられるかといったことで、この仕組みの、今回のこのシステムの推進についての基本的な考え方あるいは決意といったものを、ひとつ副大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕

○遠藤(和)副大臣 後で林総括審議官にも御答弁をお願いしたいと思いますけれども、まず二点の質問がございました。

一つは、今回ワンストップサービスとして六項目に限定列挙した理由はいかん、もう少し政令委任を努めて幅広くできるようにしたらどうかというふうなお話がありましたけれども、今回、初めて地方自治体の仕事の一端を郵政官署で取り扱えるようにしたわけでありまして、最初の試みでございますから、まず限定列挙してこれからきちっと行方。しかも、扱うものが守秘義務を伴うものでございますから慎重にスタートさせていた

それから、特に今後の問題といたしましては、やはり住民のニーズが高いもの、さらにそれについて適正に扱うことが可能なもの、そういうものをだんだん拡大していくべきだと私も考えております、それについて、今後、それを政令にするかあるいは法律として明記するかということ、またその都度考えていきたいと思つてゐる次第でございます。

市町村合併との関係でお話ございました。市町村合併は大変大切なことでございますけれども、今、我が国としては強制的な合併というものを考えていないわけでありまして、市町村の自発的な意思によりまして速やかに、できれば平成十七年三月の特例法が終わる時期までに、三千二百二十四ある市町村が千ぐらになれば大変あり

がたい、こういうことで取り組んでいるわけですが、現場の声としては、合併が進めば役場が遠くなるとか住民の行政水準が低下するのではないかと、そういう心配な声があることは事実でございます。そうした声に対して、今回郵政官署が地方自治体の事務の一端を担えるということになれば大変ありがたいことだという全国の知事会等の御意見もございまして、市町村合併を進めていくという皆さんにとつてはいいことになるというふうな歓迎の意思表示をいただいております、そうした形で進むことを私も期待いたしておりますところでございます。

○宮路委員 今の副大臣のお話のように、ひとつ積極果敢にこれから取り組んでいっていただきたきたいと心から強くお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、この法律とは関係ないのでありますが、現在、総務省の方で、デジタルデバイスといひます、携帯電話の電波がなかなか届かない、そういう地域の解消のために、移動通信用鉄塔施設整備事業というのを平成三年度からずっと実施しておりますが、そのことについてちょっとお尋ねをさせていただきますか。

といいますのは、IT基本法が施行され、そして、それに基づいてのe-Japan、五カ年間で世界一のIT国家に日本をしようという大変野心的な意図でこの事業、e-Japanがスタートしたという中にありまして、携帯電話の電波が届かない、携帯電話が使用できない、そういう地域が全国あまたあるわけでありまして、私も、地元でいろいろ政治活動をやる中で、今陳情で一番多いのは何かというと、携帯電話が通ずるようにしてもらいたい、これは、道路その他の陳情よりも、そつちの方が最近では我々の耳に一番強く響いてくるわけでありまして、

らないということで、民間の電話会社がなかなか施設を整備してくれないということであるわけでありまして、そういった観点から、この移動通信用鉄塔施設整備事業も国の方としてやろうということで展開されている、こう承知をいたしておるわけでありまして、

ところが、これは県の財政負担も伴うものですから、市町村は地元の皆さんの意向を受けて何とかこの事業を導入したい、導入して携帯電話が通ずるようにしてあげたいと思つても、県はまた、この事業には持ち出しがあるということではなかなか決つておりまして、例えば、私の地元鹿児島では、十年間で二カ所しかまだこれを行っていない。今までの十年間で全国で三百三十六カ所と聞いておりますが、それでも、これは一年で平均すると全国で三十三、四カ所でありまして、一県、一都道府県で一つもないということになってしまひますし、私の地元鹿児島では、これまで十年間で二カ所しかやっていない。この取り組みが非常に手ぬるいといひましようか、非常に住民のニーズにこたえ切つていないところがあるわけであり

す。そこで、予算も、どうなつてゐるかということ調べてみたところ、この事業の一番ピークは平成九年度、二十六億ぐらいあつたのですが、今はだんだん削られてしまつて、平成十三年度は十九億弱である。IT革命の前進という面から見ると、むしろこの種の予算はどんどんふえてきてもしかるべきところが、逆に減つてしまつてゐる。平成九年度からすると半分になつてしまつてゐる。まことにもつて時代の要請にマッチしない、そういう姿になつてゐるということでありまして、

この辺は、平成十三年度から公共事業の中に入つたということでありまして、こんなことじゃ話にならないわけでも、もつと広げていくべきだと思ふのですが、総務省として、これについてどういふふうに今後考えておられるか。それからもう一つは、県というのはどうも中二階でありまして、国の方は、皆さんe-Japan

nをとにかくやらぬといふか、IT革命を進めなければならぬといふことで物すごい勢いで高度情報通信社会を進めていかなければならぬ、そういう気持ちを持ってゐる。市町村は市町村で、地元の皆さんから、携帯電話がつかざるようにせひしてもらいたいという悩み、問題をしょつちゅう聞かされておる。したがつて、市町村は何とかしてやりたい。ところが、県は中二階にあつて、国や市町村のそういう立場とはおよそ無縁であるといひましようか、距離があるということでありまして、どうもこうした事業の重要性がよくわからないままに、自分が財源を持たなければならぬからどうも気乗りがしないというふうなことで、さつき申し上げた事業の実効も非常に上がつていない、こういうことだと思ふのです。

そこで、他の公共事業も、道路にしても港や河川なんかにしても、市町村が事業主体になつてやるものもはみんな、国が直接、県を一応トンネルとして通しますけれども、都道府県の持ち出しはなく、国が補助をするところとは市町村が持つて事業を実施する、そういう仕組みでやつてゐるわけでありまして。私も、この事業がもつと地域のニーズに即して積極的に活用されて実施されていくといふことをやるためには、この際もう県なんか組ませず、トンネルとして使うのはいとして、国が直接ほかの公共事業と同じように二分の一補助をするならあとは市町村が持つていくことでやる方が、先ほど申し上げた市町村の合併をこれから進めていって、基礎的な行政主体として市町村が本当に地域住民のニーズに沿つたサービスの展開をやつていくという上からも、そういうふうに切りかえた方がいひんじやないかと思ふ。

昔の、実験的にやつていたときは、あるいは県も一緒になつて負担をさせてやつていくという方法も一つの便法だったのかもしれないが、今やこういう時代になつてきたわけでありまして、もつと事業量もふやし、そして、地域のニーズに即して円滑に、積極的に事業が展開される仕組み

としては、私が今提案したような方がいいのではないかと、こういうふうにおっしゃるのですが、そのところについての考え方をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○小坂副大臣 宮路委員には、こういった通信格差の是正等に関する御配慮をいただきまして、日ごろ御指導いただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げる次第でございます。

委員が御指摘になりました鉄塔整備事業でございますが、以前は、この鉄塔もかなり大きなものが必要でございまして、建設費も一本建てるのに大体二億円ぐらいかかりまして、運用経費も年千四百万円ぐらいかかっておったのです。それが、最近では簡易型のものでございまして、建設費も四千万ぐらい、年間の維持費も四百万円ぐらいで、より小さな範囲をカバーする鉄塔ではあります、そういうものも出てきた。

そういう中で、各地域から大変御要望をいただいております、事業者の方としても、これは、地域のデジタルデバイドの解消という観点から、もうございまして、また観光地等全国からお客さんがたくさんいらっしゃるような場合、それから、そういう中でも、山とか海なんかでもいわゆる防災的な観点からも、携帯電話というのは非常に役に立つわけですね。そういう意味で、不感地域と言われる通じない地域の解消のために、事業者にもよりその努力をお願いいたしております。

委員御指摘のように、今日まで三百三十六カ所整備いたしました、鹿児島は二カ所、そういう中で、このあり方という問題についての御指摘がございました。

従来は国庫負担率が三分の一でございましたが、これを二分の一に引き上げておりまして、残りの二分の一を地方自治体と事業者ということで、県が十五分の三、市町村が十五分の二、事業者が六分の一という負担をしていただき、この地方負担分につきましては、特別交付税で二分の一補てんをさせていただいております。

す。

そういった中で、鹿児島が進まないのの一つは、どうも県の取り組みが余り積極的ではないという委員の御意見がございまして、この点につきまして、私も県も実情はちよつとわかりませんので、地方総合通信局等を通じて実情の把握に努めるとともに、県の考え方というものもまた聞かせていただいております。

そういう中で、委員、まずもって、つ申し上げたいことは、具体的な事例等がございましたら、またその地域をより精査してまいりますので、私も地方総合通信局等を通じて配慮いたしますので、ちよつと教えていただく。

それから、もう一つの点につきましては、地域の、都道府県、市町村、事業者の役割分担についてもう一度見直したかどうかという御指摘でございます。この点につきましても、私どもの方としても、もう一度あり方等について事業者も含めてともに検討してまいりたい、このように思っております。

予算が平成九年三十五億五千万から平成十三年は十八億八千万ということで大幅減っているというところでございますが、これは、実際にそういう意味で建設費用そのものが安くなった、それから不感地域が大幅解消されてきたということ、それから補助がなくても事業者自体で建設できるような簡易型のアンテナが普及してきたということ、これらが相まって予算が縮小してきているというところでございます。

ただ、なお一層そういったデジタルデバイス解消に向けて予算面の充実も踏まえながら検討していくことを、ここではお約束を申し上げます。以上でございます。

（渡海委員長代理退席、委員長着席）

○宮路委員 副大臣の出身地も長野という山あり谷あり、そういういわゆるへんぴなところが多いところなんです。私の地元鹿児島も、島あり海あり山ありで、これまた大変デジタルデバイドの最

たるところであるわけでありまして、それだけにこの事業にかける期待が大きいわけでありまして、ぜひ、その事業費の大幅なアップ、事業費の獲得、計上、それに絶大なお力をひとつ振るっていただきたい。私の地元も、徐福が幸せを求めてやってきたという田舎なのであります。近代文明の恩恵にあずかっているというところでありますので、またよろしくお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、左藤章君。

○左藤委員 自由民主党の左藤章でございます。先輩各位、各先生方、いろいろな質問がありまして、たのでダブルと思いますが、お許しを賜りまして、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

ちよつと、昭和六十年にNTTが民営化されたときに、ニューメディア元年と言われました。そのときに、今審議されるワンストップサービスも、こういうぐあいになるのだろうかという話が当時郵政省から出てまいりました。実に、そういう話が

出て十六年目にこの法案が出て、実現をされようかとしております。長い間待っていた私たちに、これは非常にうれしいこととあります。この前、話を十六年間の地元でしてございまして、この前も報告会でいよいよなると言いました。地元の方、大阪市内の方ばかりですが、都市部でも非常に大きな期待をしているわけでありまして、そういう面でも、ぜひこの法案が通っていただきたい、このように思っております。

それでは、質問にさせていただきます。今、いろいろなお話がありました。戸籍抄本、謄本、また住民票とか、六項目において今回サービスを提供していただける、こういうありがたいこととあります。

しかし、アメリカではパスポートの申請受け付け、イギリスでは健康保険証の申請受け付け、そしてパスポートの申請の受け付けをしておりまして、当時、昭和六十年のときに、こういうサービス

ス以外に、実は日本でもパスポート、そして運転免許証、これも含めて何とかならないかなと議論をしたことを覚えております。そういう面でも、こういうものが省庁を超えて、ひとつ住民のよりよいサービスになっていただこうに総務省として努力をしていただければありがたいと思ひます。

ところで、郵便局は全国で二万四千七百七十八あります。特定局、簡易局、普通局があるのですが、特に、特定局も置けない場所に簡易局があります。四千五百五十あるのですけれども、実はこれに、今回のときに、残念なことにはワンストップサービスというのが入っていません。

多分これは、特定局の局長さんは国家公務員でありますけれども、簡易局といいますが、民間委託みたいなになっております。もちろん地元にとつては非常に信用のある方になっていただいているはずなんです。特に簡易局のあるところというのはいろいろな機関がないところでありまして、こういうサービスは簡易局で利用できないか、またそういう対策というのはどのようにお考えになつておるか、ひとつよろしく御答弁をお願い申し上げます。

○小坂副大臣 全国に四千五百五十簡易郵便局があるというふうにおっしゃっていただきました。

簡易郵便局は、地方公共団体、農協、個人等が、国との契約によりまして郵便局の窓口サービスの一部を受託し、取り扱っているものでございまして、その辺はよく御存じのとおりでございます。簡易郵便局の職員は守秘義務、懲戒処分等の服務規律が課せられる国家公務員ではないために、簡易郵便局はプライバシー性の高い住民票の写し等の交付事務の取扱者としてはいたしません。

しかしながら、簡易郵便局が設置されている地域におきましても、ワンストップサービスに対する住民のニーズは当然あるわけでございまして、今後、どのような対応が可能か、引き続き検討してまいりたいと思ひます。

なお、住民票の写しとか戸籍抄本等は、郵送による請求、交付というのが可能でございます。今、既にそういうことが行われておりますので、そのための切手だとか為替証書の購入に簡易郵便局を御利用いただいている、そういう実態があります。

また、公営バスの回数券の販売など地方公共団体が私人に委託できる行政サービスについては、簡易郵便局も私人の立場で地方公共団体から直接受託することが可能でありますので、そんなこともあわせながらいろいろ検討を進めたい、このように考えております。

○左藤委員 副大臣から、ありがたいお言葉をいただきました。これから田舎の方も、先ほどお話をありましたデジタルデバイスということになりますと困りますし、便利にならないと余計過疎化も進むということもありますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ワンストップサービスは今からどんなにするということになりますと、特定局、また普通局、そしてそれぞれ市町村の役場、例えば区役所、こういうものをオンライン化したりしなきゃならないわけでありまして、それに対する機械類の問題、ソフトの問題。そして、それぞれ区役所とか役場とか、また郵便局の人たちの手数をかき加えるわけでありまして、そういう面のコスト。そしてまた、ファクスでするにしても、すぐ来るのかどうか。また、例えば私は大阪市なんです、住民票ですと二百円、印鑑証明二百五十円、納税証明二百五十円、区役所に支払いましただいております。これの住民側の対価、コストというのは変わるかわからないのだから、遜色がないのだからか。

そして、そういうことが進めば進むほど、先ほど申し上げましたように、市町村の方の役場、区役所の人的合理化、逆に今度は郵便局の人たちにいろいろな負担をかける、プラスアルファの仕事がふえる、こういう問題がございます。

この辺について、どのような対応をなさるか、ひとつ教えていただければありがたいと思いま

す。

○林政府参考人 郵便局の窓口におきまして、証明書の交付受け付けあるいは交付事務をお願いいたします場合には、まず住民の方々は窓口で手数料を払うこととなるわけでありまして、この手数料につきましては、各地方公共団体の窓口でお支払いをいただいております。基本的には同じ程度の水準のものを納めていただくことになるのではないかと考えております。具体的には、各地方公共団体は条例によりましてそれぞれの公証行為に伴う手数料の額を決めておりますが、その条例が適用されることになると同じ額になるものと考えております。

それから、郵便局に地方公共団体が事務を委託いたします場合は、その委託に伴う必要なコストを委託料として支払う必要があるわけでありまして、その内容は、先ほど幾つか御指摘もいただきましたが、例えばファクスの設置であるとか、必要な人件費であるとか、郵便局における事務の取り扱いに必要な費用、あるいは消耗品ということになるわけでありまして。

幾つかの地方団体からお聞きをいたしてみますと、基本的には、ファクスの設置であるとかというような固定費につきましては地方公共団体が用意をする、あるいは無償で提供する。そして、交付事務に要する消耗品につきましては地方公共団体が、例えば申請書等は窓口で用意する。そして、そのほかの郵便局における人件費等につきましては、例えば一件当たり幾らぐらいかかるかというような経費を標準的な経費を参考にいたしまして設定し、その固定経費以外の事務的な経費につきまして、取扱手数料のような形で地方公共団体がお支払いをするというように考えておられるところが多いようにございます。

ただ、住民の方々は、地方公共団体の窓口と同額の手数料を郵便局の窓口においてもお支払いをいただく。地方公共団体は、その手数料は地方公共団体の収入といたしますが、別途、郵便局の窓口で必要な事務費等については取り扱い事務委託費

というように形で支払うということを考えております。

それから、交付時間につきましても御質問がございました。

今回のシステムは、郵便局の窓口で受け付けますと、その申請書をファクスで地方団体に送り、地方団体の職員が審査をいたしまして、証明書を作成し、電子公印とともにファクスで郵便局の窓口へ送る、そして郵便局の窓口で職員がその電子証明の証明書を申請者にお渡しするという手続を考えておりますが、現在考えております、ファクス等を利用いたしますと、支所、出張所等におきます即時交付とほぼ同じ時間ぐらいで御本人にお渡しができるもの、こういうふうに聞いております。

○左藤委員 ありがとうございます。

そういうサービスがどんどん出てまいります。そうすると、一つの、自分の住んでいる市町村または区内でそれができるということになります。残念なことに、仕事をされる人は、例えば東京ですと千葉郡民と言われる方がおられますし、私大阪ですと大阪市内に奈良の方がお勤めに来る、そういうところはこのサービスは受けられないわけでありまして。

将来の話でありますけれども、これは全国でネットを張って、しっかりと戸籍台帳を管理しながらやるということにならないとできないと思っておりますけれども、やはり全国どこでもとれるように、システムづくりといいますが、これは技術的な問題、お金の問題いろいろありますけれども、ひとつそういう方向にしていればありがたいなと思っております。

これがもし実現すると、先ほどもお話がありましたけれども、三千三百の市町村が千ということによりスムーズに、なおかつ住民サービスが変わることなく、特定郵便局なり普通局を使いながらできるというすばらしいことになるわけでありまして。新しい総務省の目玉として、そういう方向にどんどん導いていただきたい、また、住民

の方もそういうぐあいに期待をしているのじゃないかな、このように思う次第であります。

ところで、先ほど申し上げました三千三百が千という話は、総務大臣を初めいろいろな方にお聞きしますけれども、最近、何か急に三百という話が出ております。新聞にも出ておりますし、この前もちよっと聞きましたけれども、そんな話はどういうふうになつていっているのでしょうか。なぜ急に三百になったのか。それとも、そういう話は、一方的な話で、総務省として余り聞知していない話なんではないでしょうか。

○遠藤(和)副大臣 経済財政諮問会議の中で、人口三十万くらいというふうな話があるのですね。それを新聞記者の皆さんが、三十万を最低にすれば、もっと大きいものもいっぱいあるから、平均すると三百になるのじゃないか、こういうふうな当てずっぽうの数字を出したのじゃないかと思うんです。かつて三百諸侯という話もありましたし、衆議院の小選挙区の数も三百ですから、三百という話が何か通り相場のような話で出てきておるわけでございますが、私も考えておりますのは、昨年の行政改革大綱で閣議決定いたしました文案に書いてありますが、与党三党の合意の千ということ政府としても目標にしたい、こういうことを考えているところでございます。

○左藤委員 わかりました。

それで、先ほどの話にちよつと戻るのですが、ワンストップサービス、先ほど質問がございましたけれども、やはり機密保持というのが一番大事であります。もちろん、郵便局員は公務員でありますから、これは役場や市役所の人間と変わらないと思っております。そういう問題と、もう一つ、通信媒体をやるわけですので、これが漏えいしないかどうか、こういう心配、考え過ぎかもしれませんが、けれども、やはりプライバシーの問題でありますので、その辺に対するお考えをひとつお聞きさせていたいただきたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 先ほど、IT技術が進展すれば、日本全国どここの郵政官署でも発行できるよう

にしたかどうか、例えば大阪の住民を、北海道でも沖縄でも発行できるようにしたらどうか。それは技術的に可能だと私は思うんですけども、今回、それを限定している理由の一つにプライバシーの保護という観点があるわけですね。

ですから、データベースに直接郵政官署がアクセスするのではなくて、証明書を作成する公証行為自体は従来どおりその市町村が行う、そしてその上で、取り扱いの窓口のみ郵政官署で行うことができる、そのように限定した理由の一つも、御心配いただきましたプライバシー保護ということを厳格にしたということです。

もう一点は、申請ができるのは本人のみ、第三者を排除しました。これは、各市町村の窓口におきましては第三者もオーケーなんですけれども、より厳密にいたしまして、本人しかできない、こういうところもプライバシーの保護というものを一番大切にして取り扱ったということでございます。

それから、これは言うまでもないことですけれども、守秘義務を伴う国家公務員という立場の人ということで残念ながら簡易郵便局は除外をした、こういうところを考慮しております、今後とも、プライバシーの保護ということは大切なことです。それから、重視してこの法の運営にも当たっていただきたいと思っております。

○左藤委員 プライバシーですから、ぜひひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ちよつと話が飛ぶのですが、実は私どもの家に書籍、民間のメール便がよく来ます。これは、郵便物は今まで信書ということになっておりますので、今までですと、例えば届けて、どこかへ移転しますと、郵便局は大体一週間ぐらいで、判を押して差出人に戻ってくるわけですね。メール便はどうなっているか、ちよつと心配で、わからないんですけども。

郵政事業庁にお聞きしたいのは、よく他人のメール便が間違つて入る。そうすると、郵便局では、そのままポストへほうり込めば持つて帰つて

またちゃんとしてくれますけれども、民間のメール便のとき、もうそんなものはどこへ返していいかわからないということで、ポストへほうり込む人がたくさんいるような気がします。この辺の現状は一体どのようなになっているのか、またちよつと教えていただけたらありがたいと思います。

○足立政府参考人 誤配されたと思われる民間メール便が受取人によって郵便ポストに投函されるということでございますが、全国的な件数については把握しておりません。

しかし、都内の郵便局を調査いたしましたところ、平成十二年度で申し上げますと、例えば世田谷郵便局ですと年間八百七十二件ということで、また、新宿郵便局ですと八百五十八件、板橋北郵便局ですと七百七十六件ということでありまして、東京都内だけでも年間二万件以上上っておりますということでございます。

一般的に、郵便物でないものがポストに投函されますと、これは遺失物という扱いになるわけでありまして、本件のような商品カタログとか書籍、そのようなものにつきましては、遺失物として警察へ届け出るということも警察の方もちよつと困るということでありまして、発送人の住所、氏名が判明しておりますことから、郵便局では、無料でその発送人のところに返送する措置を現在行っておりますところでもあります。

いずれにいたしましても、こういうものが非常に多くなつてまいりますと、郵便の正常な業務運行に支障を来すおそれもありますので、できるだけ発送人あるいは民間宅配事業者において適切な措置がとられることを私どもとしては期待しておりますところでございます。

○左藤委員 そういう誤配によって、直接、経営母体が違う民間メール便で郵政事業庁に迷惑がかかっているというのは、逆に言ったら我々の税金もむだになっているということに相なるわけでありまして、これはやはり民間の方もしつかりとやってほしいな、このように思います。

ちよつと今、新聞でもちよつと出ていたんです

けれども、都市部、我々大阪ですから、コンビニがよくあるんですね。実は、二十四時間公共料金の支払いサービスとかATMもあります。しかし、実は土日は有料なんです。それに対して、郵便局は無料でやっております。それはありがたいこととありますので、これもやはり郵便局が地域に愛される、また信頼されるゆえんだろうと思えますけれども、都市部ではひとつ、もう少しATMの時間帯を延ばしていただけたらすると、サラリーマンの人たちも非常に便利でありますし、そういうこともあるんじゃないかなと大いに期待をさせていたきたいと思います。

民営化の云々というんですけれども、いろいろ調べますと、ニュージーランドとかイギリスの例を見ますと、うまくいっていない、こういう非常に不安な実例がありますし、やはり郵便局というのは、二事業ともに国民が安心をし、信頼をし、また、郵便局は住民のサービスステーションであり、コミュニケーションの場でもあるわけでありまして、ますます国民の期待を担つて、こういうワンストップサービス初めいろいろなサービスの充実をしていただきますように、大いに期待を申し上げます。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来る十四日木曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

平成十三年六月二十一日印刷

平成十三年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局